

新	旧
<p>別紙</p> <p>母子保健衛生費国庫補助金交付要綱</p> <p>1～2 (略)</p> <p>(交付の対象)</p> <p>3 この補助金は、平成17年8月23日雇児発第0823001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「母子保健医療対策総合支援事業の実施について」に基づき実施する次の事業を交付の対象とする。</p> <p>(1) 都道府県及び指定都市が行う子どもの心の診療ネットワーク事業</p> <p>(2) 都道府県、指定都市及び中核市（以下「都道府県等」という。）が行う<u>性と健康の相談センター事業</u></p> <p>(3) 都道府県等が行う不育症検査費用助成事業</p> <p>(4) 都道府県、市町村（特別区、一部事務組合及び広域連合を含む。以下同じ。）が行う妊娠・出産包括支援事業</p> <p>(5) 市町村が行う産婦健康診査事業</p> <p>(6) 都道府県が行う新生児聴覚検査体制整備事業</p> <p>(7) 都道府県が行う予防のための子どもの死亡検証体制整備モデル事業</p> <p>(8) 市町村が行う多胎妊娠の妊婦健康診査支援事業</p> <p>(9) 平成28年4月熊本地震により被害を受けた熊本県、平成30年7月豪雨により被害を受けた岡山県、広島県、愛媛県、令和元年台風第15号及び第19号、令和2年7月豪雨により被害を受けた都道府県及び左記都道府県内の市町村が行う被災した妊産婦・乳幼児の相談等の母子保健支援事業</p>	<p>別紙</p> <p>母子保健衛生費国庫補助金交付要綱</p> <p>(通則)</p> <p>1 母子保健衛生費国庫補助金については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）及び厚生労働省所管補助金（平成12年厚生省令第6号）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。</p> <p>(交付の目的)</p> <p>2 この補助金は、次世代育成支援対策の推進等に必要な総合的施策として、母性並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進を図るため、母性並びに乳児及び幼児に対する保健指導、健康診査、医療その他の措置を講じ、もって国民保健の向上を図ることを交付の目的とする。</p> <p>(交付の対象)</p> <p>3 この補助金は、平成17年8月23日雇児発第0823001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「母子保健医療対策総合支援事業の実施について」に基づき実施する次の事業を交付の対象とする。</p> <p>(1) 都道府県及び指定都市が行う子どもの心の診療ネットワーク事業</p> <p>(2) 都道府県、指定都市及び中核市（以下「都道府県等」という。）が行う<u>生涯を通じた女性の健康支援事業</u></p> <p>(3) 都道府県等が行う不育症検査費用助成事業</p> <p>(4) 都道府県、市町村（特別区、一部事務組合及び広域連合を含む。以下同じ。）が行う妊娠・出産包括支援事業</p> <p>(5) 市町村が行う産婦健康診査事業</p> <p>(6) 都道府県が行う新生児聴覚検査体制整備事業</p> <p>(7) 都道府県が行う予防のための子どもの死亡検証体制整備モデル事業</p> <p>(8) 市町村が行う多胎妊娠の妊婦健康診査支援事業</p> <p>(9) 平成28年4月熊本地震により被害を受けた熊本県、平成30年7月豪雨により被害を受けた岡山県、広島県、愛媛県、令和元年台風第15号及び第19号、令和2年7月豪雨により被害を受けた都道府県及び左記都道府県内の市町村が行う被災した妊産婦・乳幼児の相談等の母子保健支援事業</p>

新	旧
<p>(10) <u>市町村が行う母子保健対策強化事業</u></p> <p>4～14 (略)</p>	<p>(新規)</p> <p>(交付額の算定方法)</p> <p>4 この補助金の交付額は、次により算出された額の合計額とする。 ただし、算出された合計額に千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。</p> <p>(1) 3のうち市町村が行う(4)を除く事業</p> <p>① 別表の第2欄に定める種目ごとに、第3欄に定める基準額と、第4欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と、総事業費から診療収入額及び寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。</p> <p>② ①により選定されたそれぞれの額に第5欄に定める補助率を乗じて得た額を算出する。</p> <p>(2) 3のうち市町村が行う(4)の事業</p> <p>① (4)の事業のうち産前・産後サポート事業及び産後ケア事業を実施する場合は、別表の第3欄1及び2に定める基準額の合計額と、第4欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と、総事業費から診療収入額及び寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。</p> <p>(4)の事業のうち妊娠・出産包括支援緊急整備事業を実施する場合は、別表の第3欄3に定める基準額と、第4欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。</p> <p>(4)の事業のうち子育て世代包括支援センター開設準備事業を実施する場合は、別表の第3欄4に定める基準額と、第4欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。</p> <p>② ①により選定された額に第5欄に定める補助率を乗じて得た額の合計額を算出する。</p> <p>(交付の条件)</p> <p>5 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。</p> <p>(1) 事業内容の変更(軽微な変更を除く。)をする場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。</p> <p>(2) 事業を中止し、又は廃止する場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。</p> <p>(3) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合に</p>

- は、速やかに厚生労働大臣に報告してその指示を受けなければならない。
- (4) 事業により取得し、又は効用の増加した価格が50万円以上の機械、器具及びその他の財産については、適正化法施行令第14条第1項第2号により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、厚生労働大臣の承認を受けず、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付けし、担保に供し、又は廃棄してはならない。
- (5) 厚生労働大臣の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を国庫に納付させることがある。
- (6) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
- (7) この補助金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別紙様式第1による調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を補助金の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合にはその承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておくなければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は適正化法施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておくなければならない。
- (8) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）は、別紙様式第5により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに厚生労働大臣に報告しなければならない。
- なお、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を国庫に返還しなければならない。
- (申請手続)
- 6 この補助金の交付の申請は、次により行うものとする。
- (1) 適正化法第26条第2項に基づき、補助金等の交付に関する事務の一部を都道府県が行う場合
- 市町村長（保健所設置市長、特別区区长を除く。以下同じ。）は、別紙様式第2による申請書を都道府県知事が別に定める日までに都道府県知事に提出し、都道府県知事は、前記の申請書を受理したときは、必要な審査を行い、適正と認めるときはこれを取りまとめのうえ毎年度7月末日までに厚生労働大臣に提出するものとする。
- (2) (1) 以外で都道府県、保健所設置市及び特別区がこの補助金の交付を受ける場合

新	旧
	<p>都道府県知事、保健所設置市及び特別区の長は、別紙様式第2による申請書を毎年度7月末日までに厚生労働大臣に提出するものとする。</p> <p>(変更申請手続)</p> <p>7 この補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、別紙様式第3による変更交付申請書を6に定める申請手続の例により、毎年度1月末日までに行うものとする。</p> <p>なお、当初申請時の提出書類と比較して、申請額の増減又は事業の新設・中止等の変更がないものについては、提出を要しない。</p> <p>(交付決定の通知)</p> <p>8 都道府県知事は、3のうち市町村が行う(4)、(5)及び(8)の事業について厚生労働大臣の交付の決定(決定の変更を含む。)があったときには、市町村長に対し、別紙様式第2-2又は別紙様式第3-2により速やかに交付決定内容及びこれに付された条件の通知を行うものとする。</p> <p>(交付決定を行うまでの標準的期間)</p> <p>9 厚生労働大臣は、6又は7による申請書が到達した日から起算して原則として50日以内に交付の決定(決定の変更を含む。)を行うものとする。</p> <p>(概算払)</p> <p>10 厚生労働大臣は、この補助金について必要があると認めると認める場合においては、国の支払計画承認額の範囲内において、概算払をすることができる。</p> <p>(実績報告)</p> <p>11 この補助金の事業実績報告は、次により行うものとする。</p> <p>(1) 適正化法第26条第2項に基づき、補助金等の交付に関する事務の一部を都道府県が行う場合</p> <p>市町村長は、別紙様式第4による報告書を都道府県知事が別に定める日までに都道府県知事に提出し、都道府県知事は、前記の報告書を受理したときは、必要な審査を行い、適正と認めるときはこれを取りまとめのうえ、翌年度4月10日まで(5の(2))により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知書を受理した日から起算して1か月を経過した日に厚生労働大臣に提出しなければならない。</p> <p>(2) (1)以外で都道府県、保健所設置市及び特別区が補助金の交付を受けた場合 都道府県知事、保健所設置市及び特別区の長は、別紙様式第4による報告書を翌年度4月10日まで(5の(2))により事業の中止又は廃止の承認を受けた</p>

新	旧
	<p>場合には、当該承認通知書を受理した日から起算して1か月を経過した日)に厚生労働大臣に提出しなければならない。</p> <p>(国庫補助金の額の確定の通知)</p> <p>12 都道府県知事は、3のうち市町村が行う(4)、(5)及び(8)の事業について厚生労働大臣の交付額の確定があったときは、市町村長に対し、別紙様式第4-2により、速やかに確定の通知を行うものとする。</p> <p>(補助金の返還)</p> <p>13 厚生労働大臣は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について国庫に返還することを命ずる。</p> <p>(その他)</p> <p>14 特別の事情により、4、6、7及び11に定める算定方法、手続きによることができない場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認を受けてその定めるところによるものとする。</p>

別表					別表				
旧					新				
1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 補助率	1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 補助率
母子保健 衛生費国 庫補助金	子どもの心 の診療 ネットワ ーク事業	1 都道府県 (指定都市) 当たり 1,458,000 円×実施月数	子どもの心の診 療ネットワーク 事業に必要な報 酬、給料、報償 費、職員手当等 、共済費、旅費、 需用費(消耗品 費、食糧費、印 刷製本費)、役務 費(通信運搬費、 広告料)、委託 賃借料、備品購 入費	2分の1	母子保健 衛生費国 庫補助金	子どもの心 の診療 ネットワ ーク事業	(略)	子どもの心の診 療ネットワーク 事業に必要な報 酬、給料及び職 員手当等(ただし 会計年度任用 職員へ支給され るものに限る)、 報償費、共済費、 旅費、需用費(消 耗品費、食糧費、 印刷製本費)、役 務費(通信運搬 費、広告料)、委 託料、使用料及 び賃借料、備品 購入費	(略)
						性と健康 の相談セ ンター事 業	次により算出された額の合計額 1 基本分補助単価 829,750 円×実施月数 2 加算分補助単価 (1) 夜間・休日対応加算 54,800 円×実施月数 ただし、妊娠に悩む者に対する 専任の相談員を配置し、開設時間 が週 40 時間を超える時間は、当 該 40 時間を超える時間を 14 時間 で除した数(小数点以下四捨五 入)を 実施月数に 乗ずることがで きる。 (2) 特定妊婦等に対する産科婦人科 受診等支援加算 【直営の場合】 ① 運営費 158,000 円×実施月数 ② 初回産科受診料支援 10,000 円×助成件数	性と健康の相談 センター事業 に必要な報酬、手 給料及び職員手 当等(ただし会 計年度任用職員 へ支給されるも のに限る)、報償 費、共済費、旅 費、需用費(消 耗品費、食糧費、 印刷製本費)、役 務費(通信運搬 費、広告料)、委 託料、使用料及 び賃借料、備品 購入費、負担金、 補助及び交付 金、扶助費	(略)
						生涯を通 じた女性 の健康支 援事業	次により算出された額の合計額 1 健康教育事業 57,500 円×実施月数 2 女性健康支援センター事業 (相談担当者に対する研修を含む。) (1) 基本分 158,700 円×実施月数 (2) 加算分 ① 妊娠に悩む者に対する専任 の相談員を配置する場合の加算 78,100 円×実施月数 ② 特定妊婦と疑われる者に対 する産科受診等支援を実施する 場合の加算 (イ) 158,000 円×実施月数 (イ) 10,000 円×初回産科受診料 助成件数 ③ 夜間・休日対応をする場合の 加算 54,600 円×実施月数 ただし、妊娠に悩む者に対す	生涯を通じた女 性の健康支援事 業に必要な報 酬、給料、報償 費、職員手当等 、共済費、旅費、 需用費(消耗品 費、食糧費、印 刷製本費)、役務 費(通信運搬費、 広告料)、委託 賃借料、備品購 入費、負担金、 補助及び交付金 (負担金)、扶助 費	2分の1

新	旧
<p>【委託の場合】(1 団体当たり)</p> <p>① 運営費 314,800 円×実施月数</p> <p>② 初回産科受診料支援 10,000 円×助成件数</p> <p>(3) 若年妊婦等に対する支援体制強化加算</p> <p>【直営の場合】</p> <p>① 運営費 172,300 円×実施月数</p> <p>② SNS 等運用加算 10,888,000 円 (年額)</p> <p>③ 緊急一時的な居場所の確保加算 16,100 円×宿泊日数</p> <p>【委託の場合】(1 団体当たり)</p> <p>① 運営費 367,100 円×実施月数</p> <p>② 夜間・休日対応加算 54,800 円×実施月数</p> <p>③ SNS 等運用加算 10,888,000 円 (年額)</p> <p>④ 緊急一時的な居場所の確保加算 16,100 円×宿泊日数</p> <p>(4) 出生前遺伝学的検査加算</p> <p>① 運営費 151,700 円×実施月数</p> <p>② 研修費 28,700 円×実施月数</p> <p>(5) HTLV-1 母子感染対策加算 1 都道府県あたり 1,680,000 円</p> <p>(6) 不妊症・不妊症支援ネットワーク事業 866,600 円×実施月数</p>	<p>専任の相談員を配置し、開設時間が週 40 時間を超える時間は、当該 40 時間を超える時間を 14 時間で除した数 (小数点を以下四捨五入) を実施月数に乗ずることができる。</p> <p>④ 若年妊婦等支援の強化を実施する場合の加算</p> <p>(7) 運営費 172,300 円×実施月数</p> <p>(4) SNS 等運用費 10,888,000 円 (年額)</p> <p>(7) 緊急一時的な居場所の確保費用 16,100 円×宿泊日数</p> <p>⑤ 出生前遺伝学的検査を受けた者等への支援</p> <p>(7) 運営費 151,700 円×実施月数</p> <p>(4) 研修費 28,700 円×実施月数</p> <p>3 不妊専門相談センター事業 (相談担当者に対する研修を含む。)</p> <p>(1) 基本分 474,500 円×実施月数</p> <p>(2) 加算分</p> <p>① 不妊症に悩む者に対する相談対応等を行う場合の加算 60,600 円×実施月数</p> <p>② 夜間・休日対応をする場合の加算 54,800 円×実施月数</p> <p>③ 不妊症・不妊症支援ネットワーク事業 866,600 円×実施月数</p> <p>4 HTLV-1 母子感染対策事業 1 都道府県あたり 1,679,000 円</p> <p>5 若年妊婦等支援事業</p> <p>(1) 基本分 1 団体当たり 相談支援等 366,700 円×実施月数</p> <p>(2) 加算分</p>

新		旧																																
不育症検査費用助成事業	(略)	(略)	(略)																															
妊娠・出産包括支援事業	<p>○市町村事業</p> <p>1 産前・産後サポート事業</p> <p>(1) 相談支援等</p> <p>1 市町村当たり、次の表の人口区分当たりの単価×実施月数とする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>人口区分(人)</th> <th>単価(円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2万人未満</td> <td>170,900</td> </tr> <tr> <td>2万人以上5万人未満</td> <td>264,700</td> </tr> <tr> <td>5万人以上10万人未満</td> <td>501,200</td> </tr> <tr> <td>10万人以上30万人未満</td> <td>1,016,600</td> </tr> <tr> <td>30万人以上70万人未満</td> <td>1,321,700</td> </tr> <tr> <td>70万人以上150万人未満</td> <td>1,981,100</td> </tr> <tr> <td>150万人以上</td> <td>2,743,200</td> </tr> </tbody> </table>	人口区分(人)	単価(円)	2万人未満	170,900	2万人以上5万人未満	264,700	5万人以上10万人未満	501,200	10万人以上30万人未満	1,016,600	30万人以上70万人未満	1,321,700	70万人以上150万人未満	1,981,100	150万人以上	2,743,200	<p>不育症検査費用助成事業</p> <p>1 産前・産後サポート事業</p> <p>(1) 相談支援等</p> <p>1 市町村当たり、次の表の人口区分当たりの単価×実施月数とする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>人口区分(人)</th> <th>単価(円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2万人未満</td> <td>162,900</td> </tr> <tr> <td>2万人以上5万人未満</td> <td>252,500</td> </tr> <tr> <td>5万人以上10万人未満</td> <td>477,200</td> </tr> <tr> <td>10万人以上30万人未満</td> <td>981,700</td> </tr> <tr> <td>30万人以上70万人未満</td> <td>1,274,200</td> </tr> <tr> <td>70万人以上150万人未満</td> <td>1,905,800</td> </tr> <tr> <td>150万人以上</td> <td>2,634,300</td> </tr> </tbody> </table>	人口区分(人)	単価(円)	2万人未満	162,900	2万人以上5万人未満	252,500	5万人以上10万人未満	477,200	10万人以上30万人未満	981,700	30万人以上70万人未満	1,274,200	70万人以上150万人未満	1,905,800	150万人以上	2,634,300
人口区分(人)	単価(円)																																	
2万人未満	170,900																																	
2万人以上5万人未満	264,700																																	
5万人以上10万人未満	501,200																																	
10万人以上30万人未満	1,016,600																																	
30万人以上70万人未満	1,321,700																																	
70万人以上150万人未満	1,981,100																																	
150万人以上	2,743,200																																	
人口区分(人)	単価(円)																																	
2万人未満	162,900																																	
2万人以上5万人未満	252,500																																	
5万人以上10万人未満	477,200																																	
10万人以上30万人未満	981,700																																	
30万人以上70万人未満	1,274,200																																	
70万人以上150万人未満	1,905,800																																	
150万人以上	2,634,300																																	
不育症検査費用助成事業	(略)	(略)	<p>不育症検査費用助成事業</p> <p>1 産前・産後サポート事業</p> <p>(1) 相談支援等</p> <p>1 市町村当たり、次の表の人口区分当たりの単価×実施月数とする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>人口区分(人)</th> <th>単価(円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2万人未満</td> <td>162,900</td> </tr> <tr> <td>2万人以上5万人未満</td> <td>252,500</td> </tr> <tr> <td>5万人以上10万人未満</td> <td>477,200</td> </tr> <tr> <td>10万人以上30万人未満</td> <td>981,700</td> </tr> <tr> <td>30万人以上70万人未満</td> <td>1,274,200</td> </tr> <tr> <td>70万人以上150万人未満</td> <td>1,905,800</td> </tr> <tr> <td>150万人以上</td> <td>2,634,300</td> </tr> </tbody> </table>	人口区分(人)	単価(円)	2万人未満	162,900	2万人以上5万人未満	252,500	5万人以上10万人未満	477,200	10万人以上30万人未満	981,700	30万人以上70万人未満	1,274,200	70万人以上150万人未満	1,905,800	150万人以上	2,634,300															
人口区分(人)	単価(円)																																	
2万人未満	162,900																																	
2万人以上5万人未満	252,500																																	
5万人以上10万人未満	477,200																																	
10万人以上30万人未満	981,700																																	
30万人以上70万人未満	1,274,200																																	
70万人以上150万人未満	1,905,800																																	
150万人以上	2,634,300																																	
不育症検査費用助成事業	(略)	(略)	<p>妊娠・出産包括支援事業</p> <p>1 産前・産後サポート事業</p> <p>(1) 相談支援等</p> <p>1 市町村当たり、次の表の人口区分当たりの単価×実施月数とする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>人口区分(人)</th> <th>単価(円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2万人未満</td> <td>162,900</td> </tr> <tr> <td>2万人以上5万人未満</td> <td>252,500</td> </tr> <tr> <td>5万人以上10万人未満</td> <td>477,200</td> </tr> <tr> <td>10万人以上30万人未満</td> <td>981,700</td> </tr> <tr> <td>30万人以上70万人未満</td> <td>1,274,200</td> </tr> <tr> <td>70万人以上150万人未満</td> <td>1,905,800</td> </tr> <tr> <td>150万人以上</td> <td>2,634,300</td> </tr> </tbody> </table>	人口区分(人)	単価(円)	2万人未満	162,900	2万人以上5万人未満	252,500	5万人以上10万人未満	477,200	10万人以上30万人未満	981,700	30万人以上70万人未満	1,274,200	70万人以上150万人未満	1,905,800	150万人以上	2,634,300															
人口区分(人)	単価(円)																																	
2万人未満	162,900																																	
2万人以上5万人未満	252,500																																	
5万人以上10万人未満	477,200																																	
10万人以上30万人未満	981,700																																	
30万人以上70万人未満	1,274,200																																	
70万人以上150万人未満	1,905,800																																	
150万人以上	2,634,300																																	
不育症検査費用助成事業	(略)	(略)	<p>妊娠・出産包括支援事業</p> <p>1 産前・産後サポート事業</p> <p>(1) 相談支援等</p> <p>1 市町村当たり、次の表の人口区分当たりの単価×実施月数とする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>人口区分(人)</th> <th>単価(円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2万人未満</td> <td>162,900</td> </tr> <tr> <td>2万人以上5万人未満</td> <td>252,500</td> </tr> <tr> <td>5万人以上10万人未満</td> <td>477,200</td> </tr> <tr> <td>10万人以上30万人未満</td> <td>981,700</td> </tr> <tr> <td>30万人以上70万人未満</td> <td>1,274,200</td> </tr> <tr> <td>70万人以上150万人未満</td> <td>1,905,800</td> </tr> <tr> <td>150万人以上</td> <td>2,634,300</td> </tr> </tbody> </table>	人口区分(人)	単価(円)	2万人未満	162,900	2万人以上5万人未満	252,500	5万人以上10万人未満	477,200	10万人以上30万人未満	981,700	30万人以上70万人未満	1,274,200	70万人以上150万人未満	1,905,800	150万人以上	2,634,300															
人口区分(人)	単価(円)																																	
2万人未満	162,900																																	
2万人以上5万人未満	252,500																																	
5万人以上10万人未満	477,200																																	
10万人以上30万人未満	981,700																																	
30万人以上70万人未満	1,274,200																																	
70万人以上150万人未満	1,905,800																																	
150万人以上	2,634,300																																	

新		旧																																	
<p>(2) 多胎妊産婦等支援 ①多胎ピアサポート事業 1 市町村当たり <u>208,200円</u>×実施月数 ②多胎妊産婦等サポーター等事業 1 市町村当たり、次の表の人口 区分当たりの単価×実施月数とす る。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>人口区分(人)</th> <th>単価(円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2万人未満</td> <td><u>158,700</u></td> </tr> <tr> <td>2万人以上5万人未満</td> <td><u>217,700</u></td> </tr> <tr> <td>5万人以上10万人未満</td> <td><u>394,800</u></td> </tr> <tr> <td>10万人以上30万人未満</td> <td><u>434,200</u></td> </tr> <tr> <td>30万人以上70万人未満</td> <td><u>453,800</u></td> </tr> <tr> <td>70万人以上150万人未満</td> <td><u>630,900</u></td> </tr> <tr> <td>150万人以上</td> <td><u>729,300</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 妊産婦等への育児用品等支援 1,700円×妊婦の数 ※多胎及び同一年度内に2回妊 娠した妊婦の場合は、子ども 数に応じて支払う。</p> <p>(4) 出産や子育てに悩む父親支援 ①運営費及び研修費 1 市町村当たり 154,800円×実施月数 ②ピアサポート事業 1 市町村当たり <u>59,000円</u>×実施月数</p> <p>2 産後ケア事業 (1) <u>デイサービス・アウトリーチ型</u> <u>1か所あたり1,696,000円×実</u> <u>施月数</u> (2) <u>ショートステイ型</u> <u>1か所あたり2,474,600円×実</u> <u>施月数</u></p>	人口区分(人)	単価(円)	2万人未満	<u>158,700</u>	2万人以上5万人未満	<u>217,700</u>	5万人以上10万人未満	<u>394,800</u>	10万人以上30万人未満	<u>434,200</u>	30万人以上70万人未満	<u>453,800</u>	70万人以上150万人未満	<u>630,900</u>	150万人以上	<u>729,300</u>	<p>補助及び交付 金、<u>扶助費</u></p>	<p>(2) 多胎妊産婦等支援 ①多胎ピアサポート事業 1 市町村当たり <u>189,000円</u>×実施月数 ②多胎妊産婦等サポーター等事業 1 市町村当たり、次の表の人口 区分当たりの単価×実施月数とす る。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>人口区分(人)</th> <th>単価(円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2万人未満</td> <td><u>155,800</u></td> </tr> <tr> <td>2万人以上5万人未満</td> <td><u>213,400</u></td> </tr> <tr> <td>5万人以上10万人未満</td> <td><u>386,200</u></td> </tr> <tr> <td>10万人以上30万人未満</td> <td><u>424,500</u></td> </tr> <tr> <td>30万人以上70万人未満</td> <td><u>443,800</u></td> </tr> <tr> <td>70万人以上150万人未満</td> <td><u>616,500</u></td> </tr> <tr> <td>150万人以上</td> <td><u>712,500</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 妊産婦等への育児用品等支援 1,700円×妊婦の数 ※多胎及び同一年度内に2回妊 娠した妊婦の場合は、子ども 数に応じて支払う。</p> <p>(4) 出産や子育てに悩む父親支援 ①運営費及び研修費 1 市町村当たり 154,800円×実施月数 ②ピアサポート事業 1 市町村当たり <u>55,400円</u>×実施月数</p> <p>2 産後ケア事業 <u>1市町村当たり、次の表の人口</u> <u>区分当たりの単価×実施月数とす</u> <u>る。</u></p>	人口区分(人)	単価(円)	2万人未満	<u>155,800</u>	2万人以上5万人未満	<u>213,400</u>	5万人以上10万人未満	<u>386,200</u>	10万人以上30万人未満	<u>424,500</u>	30万人以上70万人未満	<u>443,800</u>	70万人以上150万人未満	<u>616,500</u>	150万人以上	<u>712,500</u>	
人口区分(人)	単価(円)																																		
2万人未満	<u>158,700</u>																																		
2万人以上5万人未満	<u>217,700</u>																																		
5万人以上10万人未満	<u>394,800</u>																																		
10万人以上30万人未満	<u>434,200</u>																																		
30万人以上70万人未満	<u>453,800</u>																																		
70万人以上150万人未満	<u>630,900</u>																																		
150万人以上	<u>729,300</u>																																		
人口区分(人)	単価(円)																																		
2万人未満	<u>155,800</u>																																		
2万人以上5万人未満	<u>213,400</u>																																		
5万人以上10万人未満	<u>386,200</u>																																		
10万人以上30万人未満	<u>424,500</u>																																		
30万人以上70万人未満	<u>443,800</u>																																		
70万人以上150万人未満	<u>616,500</u>																																		
150万人以上	<u>712,500</u>																																		

新		旧	
<p>新生児聴覚検査体制整備事業</p>	<p>(略)</p>	<p>新生児聴覚検査体制整備事業</p> <p>1 都道府県当たり 2,373,400 円</p> <p>2 新生児聴覚検査管理等事業</p> <p>1 都道府県当たり 10,000,000 円</p> <p>3 聴覚検査機器購入支援事業</p> <p>3,600,000 円×医療機関数</p>	<p>2分の1</p>
<p>予防のための子どもの死亡検証体制整備モデル事業</p>	<p>(略)</p>	<p>1 都道府県当たり <u>11,948,300 円</u></p>	<p>10分の10</p>
<p>多胎妊娠の妊婦健康診査支援事業</p>	<p>(略)</p>	<p>1 市町村当たり</p> <p>多胎妊婦一人につき 5,000 円×5 回</p> <p>(限度)</p>	<p>2分の1</p>

新		旧	
被災した妊産婦・乳幼児の相談等の子保健支援事業	(略)	被災した妊産婦・乳幼児の相談等の子保健支援事業	被災した妊産婦・乳幼児の相談等の子保健支援事業
(略)	被災した妊産婦・乳幼児の相談等の子保健支援事業に必要な報酬、給料及び職員手当等(ただし会計年度任用職員へ支給されるものに限り)、共済費、報償費、旅費、需用費(消耗品費、食糧費、印刷製本費)、役務費(通信運搬費、広告料)、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費	被災した妊産婦・乳幼児の相談等の子保健支援事業に必要な報酬、給料、職員手当等、共済費、報償費、旅費、需用費(消耗品費、食糧費)、役務費(通信運搬費、広告料)、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費	被災した妊産婦・乳幼児の相談等の子保健支援事業に必要な報酬、給料、職員手当等、共済費、報償費、旅費、需用費(消耗品費、食糧費)、役務費(通信運搬費、広告料)、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費
(略)	(略)	1 平成28年熊本地震 ① 相談支援等事業 734,073円×実施月数 (被災した妊産婦・乳幼児を主とした相談支援ではなく、一般的な相談支援の中で対応している場合は、被災したことによる相談に要する費用に限る) ② 保健師等に対する研修の実施 (熊本県) 1,964,480円 (熊本市) 491,120円	被災した妊産婦・乳幼児の相談等の子保健支援事業に必要な報酬、給料、職員手当等、共済費、報償費、旅費、需用費(消耗品費、食糧費)、役務費(通信運搬費、広告料)、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費
(略)	(略)	2 平成30年7月豪雨 ① 相談支援等事業 890,290円×実施月数 (被災した妊産婦・乳幼児を主とした相談支援ではなく、一般的な相談支援の中で対応している場合は、そのうち被災したことによる相談に要する費用に限る) ② 保健師等に対する研修の実施 (岡山県、広島県、愛媛県) 1,964,480円 (岡山市、広島市、倉敷市、福山市、呉市、松山市) 491,120円	被災した妊産婦・乳幼児の相談等の子保健支援事業に必要な報酬、給料、職員手当等、共済費、報償費、旅費、需用費(消耗品費、食糧費)、役務費(通信運搬費、広告料)、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費
被災した妊産婦・乳幼児の相談等の子保健支援事業	(略)	被災した妊産婦・乳幼児の相談等の子保健支援事業	被災した妊産婦・乳幼児の相談等の子保健支援事業
(略)	(略)		2分の1
被災した妊産婦・乳幼児の相談等の子保健支援事業	(略)		2分の1

新		旧	
(略)	被災した妊産婦・乳幼児の相談等の母子保健支援事業に必要な報酬、給料及び職員手当等(ただし会計年度任用職員へ支給されるものに限り)、共済費、報償費、旅費、需用費(消耗品費、食糧費、印刷製本費)、役務費(通信運搬費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費)	被災した妊産婦・乳幼児の相談等の母子保健支援事業に必要な報酬、給料、職員手当等、共済費、報償費、旅費、需用費(消耗品費、食糧費、印刷製本費)、役務費(通信運搬費、広告料)、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費	4分の3
(略)	被災した妊産婦・乳幼児の相談等の母子保健支援事業に必要な報酬、給料及び職員手当等(ただし会計年度任用職員へ支給されるものに限り)、共済費、報償費、旅費、需用費(消耗品費、食糧費、印刷製本費)、役務費(通信運搬費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費)	被災した妊産婦・乳幼児を主とした相談支援(被災した妊産婦・乳幼児を主とした相談支援)の中で対応している場合は、被災したことによる相談に要する費用に限る)	4分の3
(略)	被災した妊産婦・乳幼児の相談等の母子保健支援事業に必要な報酬、給料及び職員手当等(ただし会計年度任用職員へ支給されるものに限り)、共済費、報償費、旅費、需用費(消耗品費、食糧費、印刷製本費)、役務費(通信運搬費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費)	令和元年台風第15号及び第19号 ① 相談支援等事業 890,290円×実施月数 (被災した妊産婦・乳幼児を主とした相談支援)の中で対応している場合は、被災したことによる相談に要する費用に限る) ② 保健師等に対する研修の実施(都道府県) 1,964,480円 (指定都市、中核市) 491,120円	4分の3
(略)	被災した妊産婦・乳幼児の相談等の母子保健支援事業に必要な報酬、給料及び職員手当等(ただし会計年度任用職員へ支給されるものに限り)、共済費、報償費、旅費、需用費(消耗品費、食糧費、印刷製本費)、役務費(通信運搬費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費)	令和2年7月豪雨 ① 相談支援等事業 890,290円×実施月数 (被災した妊産婦・乳幼児を主とした相談支援)の中で対応している場合は、被災したことによる相談に要する費用に限る) ② 保健師等に対する研修の実施(県) 1,964,480円 (指定都市、中核市) 491,120円	4分の3

母子保健医療対策総合支援事業実施要綱 新旧対照表 (案)

下線部分は、改正部分

u003cbru003e

新	旧
雇児発第 0823001 号 平成17年8月23日 一部改正 雇児発第 1011007 号平成18年10月11日 雇児発第 0514002 号平成19年5月14日 雇児発第 0331010 号平成20年3月31日 雇児発第 0515001 号平成21年5月15日 雇児発 0716 第4号平成21年7月16日 雇児発 0324 第6号平成22年3月24日 雇児発 0329 第12号平成23年3月29日 雇児発 0405 第24号平成24年4月5日 雇児発 0515 第25号平成25年5月15日 雇児発 0530 第2号平成26年5月30日 雇児発 1205 第2号平成26年12月5日 雇児発 0217 第2号平成27年2月15日 雇児発 0417 第1号平成27年4月17日 雇児発 0120 第3号平成28年1月20日 雇児発 0516 第3号平成28年5月16日 雇児発 0915 第5号平成28年9月15日 雇児発 0331 第32号平成29年3月31日 子発 0328 第1号平成30年3月28日 子発 1011 第7号平成30年10月11日 子発 0517 第1号令和元年5月17日 子発 0617 第2号令和2年6月17日 子発 0817 第1号令和2年8月17日 子発 0401 第2号令和3年4月1日 子発 0531 第4号令和3年5月31日 <u>子発※第※号令和※年※月※日</u>	雇児発第 0823001 号 平成17年8月23日 一部改正 雇児発第 1011007 号平成18年10月11日 雇児発第 0514002 号平成19年5月14日 雇児発第 0331010 号平成20年3月31日 雇児発第 0515001 号平成21年5月15日 雇児発 0716 第4号平成21年7月16日 雇児発 0324 第6号平成22年3月24日 雇児発 0329 第12号平成23年3月29日 雇児発 0405 第24号平成24年4月5日 雇児発 0515 第25号平成25年5月15日 雇児発 0530 第2号平成26年5月30日 雇児発 1205 第2号平成26年12月5日 雇児発 0217 第2号平成27年2月15日 雇児発 0417 第1号平成27年4月17日 雇児発 0120 第3号平成28年1月20日 雇児発 0516 第3号平成28年5月16日 雇児発 0915 第5号平成28年9月15日 雇児発 0331 第32号平成29年3月31日 子発 0328 第1号平成30年3月28日 子発 1011 第7号平成30年10月11日 子発 0517 第1号令和元年5月17日 子発 0617 第2号令和2年6月17日 子発 0817 第1号令和2年8月17日 子発 0401 第2号令和3年4月1日 子発 0531 第4号令和3年5月31日

新	旧
<p>別紙</p> <p>母子保健医療対策総合支援事業実施要綱</p> <p>第1 趣旨 (略)</p> <p>第2 事業内容 各事業の種類は以下のとおりとし、内容については各事業の別添によること。</p> <p>1 子どもの心の診療ネットワーク事業 (別添1)</p> <p>2 <u>性と健康の相談センター事業 (別添2)</u> (削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>3 妊娠・出産包括支援事業 (1) 産前・産後サポート事業 <u>(別添3)</u> (2) 産後ケア事業 <u>(別添4)</u> (3) 妊娠・出産包括支援緊急整備事業 <u>(別添5)</u></p>	<p>別紙</p> <p>母子保健医療対策総合支援事業実施要綱</p> <p>第1 趣旨 近年の少子化、核家族化、女性の社会進出等に伴い、子どもが健やかに生まれ育つための環境づくりの推進を図ることは重要な課題であり、その中心的役割を担う母子保健医療対策の充実強化が求められている。 母子保健医療対策総合支援事業は、このような課題に対応し、次世代育成支援対策の推進等に必要な総合的な施策を実施するものである。</p> <p>第2 事業内容 各事業の種類は以下のとおりとし、内容については各事業の別添によること。</p> <p>1 子どもの心の診療ネットワーク事業 (別添1)</p> <p>2 <u>生涯を通じた女性の健康支援事業</u> (1) <u>健康教育事業 (別添2)</u> (2) <u>女性健康支援センター事業 (別添3)</u> (3) <u>不妊専門相談センター事業 (別添4-1)</u> (4) <u>不妊症・不育症支援ネットワーク事業 (別添4-2)</u> (4) <u>HTLV-1 母子感染対策事業 (別添5)</u> (5) <u>若年妊婦等支援事業 (別添6)</u></p> <p>3 妊娠・出産包括支援事業 (1) 産前・産後サポート事業 <u>(別添7)</u> (2) 産後ケア事業 <u>(別添8)</u> (3) 妊娠・出産包括支援緊急整備事業 <u>(別添9)</u></p>

新	旧
<p>(4) 子育て世代包括支援センター開設準備事 <u>(別添6)</u></p> <p>(5) 妊娠・出産包括支援推進事業 <u>(別添7)</u></p> <p>4 不育症検査費用助成事業 <u>(別添8)</u></p> <p>5 産婦健康診査事業 <u>(別添9)</u></p> <p>6 新生児聴覚検査体制整備事業 <u>(別添10)</u></p> <p>7 予防のための子どもの死亡検証体制整備モデル事業 <u>(別添11)</u></p> <p>8 多胎妊娠の妊婦健康診査支援事業 <u>(別添12)</u></p> <p>9 被災した妊産婦・乳幼児の相談等の母子保健支援事業 <u>(別添13)</u></p> <p><u>10 母子保健対策強化事業 (別添14)</u></p> <p>第3 国の助成</p> <p>母子保健医療対策総合支援事業の各事業に要する経費については、国は予算の範囲内において別に定めるところにより補助することができるものとする。</p> <p>ただし、法律、政令、省令等に基づき他から国庫補助金が交付される事業は対象から除外する。</p> <p>第4 事業計画</p> <p>この実施要綱に基づく各事業を実施する場合には、事業計画を策定し、別に定める期日までに厚生労働省に提出すること。</p>	<p>(4) 子育て世代包括支援センター開設準備事業 <u>(別添10)</u></p> <p>(5) 妊娠・出産包括支援推進事業 <u>(別添11)</u></p> <p>4 不育症検査費用助成事業 <u>(別添12)</u></p> <p>5 産婦健康診査事業 <u>(別添13)</u></p> <p>6 新生児聴覚検査体制整備事業 <u>(別添14)</u></p> <p>7 予防のための子どもの死亡検証体制整備モデル事業 <u>(別添15)</u></p> <p>8 多胎妊娠の妊婦健康診査支援事業 <u>(別添16)</u></p> <p>9 被災した妊産婦・乳幼児の相談等の母子保健支援事業 <u>(別添17)</u></p> <p><u>(新規)</u></p> <p>第3 国の助成</p> <p>母子保健医療対策総合支援事業の各事業に要する経費については、国は予算の範囲内において別に定めるところにより補助することができるものとする。</p> <p>ただし、法律、政令、省令等に基づき他から国庫補助金が交付される事業は対象から除外する。</p> <p>第4 事業計画</p> <p>この実施要綱に基づく各事業を実施する場合には、事業計画を策定し、別に定める期日までに厚生労働省に提出すること。</p>

新	旧
<p>別添1 (略)</p>	<p>別添1 子どもの心の診療ネットワーク事業</p> <p>1 事業目的 様々な子ども心の問題、被虐待児の心のケアや発達障害に対応するため、都道府県及び指定都市における拠点病院を中核とし、地域の医療機関並びに児童相談、保健所、市町村保健センター、要保護児童対策地域協議会、発達障害者支援センター、児童福祉施設及び教育機関等（以下「保健福祉教育関係機関等」という。）と連携した支援体制の構築を図るとともに災害時に、被災した子ども心のケアを行う体制をつくる。</p> <p>2 実施主体 本事業の実施主体は、都道府県及び指定都市とする。</p> <p>3 事業内容 都道府県及び指定都市は、次に掲げる事業を実施するものとする。 (1) 子ども心の診療支援（連携）事業 ① 地域の医療機関から相談を受けた様々な子ども心の問題、児童虐待や発達障害の症例に対する診療支援 ② 地域の保健福祉関係機関等から相談を受けた様々な子ども心の問題、児童虐待や発達障害の症例に対する医学的支援 ③ 問題行動事例の発生時における医師等の派遣 ④ 地域の保健福祉関係機関等との連携会議の開催 (2) 子ども心の診療関係者研修・育成事業 ① 医師及び関係専門職に対する実地研修等の実施</p>

新	旧
	<p>② 地域の医療機関及び保健福祉関係機関等の職員等に対する講習会等の開催</p> <p>③ 子ども心の診療に専門的に携わる医師及び関係専門職の育成</p> <p>(3) 普及啓発・情報提供事業 子ども心の診療に関する情報を幅広く収集し、地域の医療機関、保健福祉関係機関等及び地域住民に対して、ホームページ等により適切な情報を提供するとともに、子ども心の問題について普及啓発を図る。</p> <p>4 その他 本事業の実施にあたっては、中央拠点病院と連携を図り、適切な運営に努めること。</p>

新	旧
<p>別添2～6 <u>(削除)</u></p>	<p>別添2 健康教育事業</p> <p>1 事業目的 女性は、妊娠、出産等固有の機能を有するだけでなく、女性特有の身体的特徴を有することにより、さまざまな支障や心身にわたる悩みを抱えることが多い。このため、生活に密着した身近な機関において、女性がその健康状態に応じた確に自己管理を行うことができるよう健康教育を実施し、また気軽に相談することのできる体制を確立するとともに不妊や不育症の課題に対応するための適切な体制を構築することにより、生涯を通じた女性の健康の保持増進を図ることを目的とする。</p> <p>2 実施主体 事業の実施主体は、都道府県、指定都市及び中核市（以下「都道府県等」という。）とする。 なお、この事業の一部を医療法人その他の機関又は団体に委託することができる。</p> <p>3 事業内容等 都道府県等は、地域の実情に応じて次に掲げる事業の一部又は全部を実施するものとする。 (1) 対象者 思春期から更年期に至る女性を対象とする。 (2) 事業内容等 健康教育事業は、次の方法により行うものとする。</p>

新	旧
	<p>① 講習会等の方法による各ライフステージに応じた健康教室を、定期的に開催し、必要に応じて講演会を開催する。(別添3「不妊専門相談センター事業」により実施する講演会等を除く。)</p> <p>② 思春期から更年期に至る女性に対し、女性の健康教育に資する小冊子等を配布することにより、その知識の普及啓発に努める。</p> <p>③ 学校等において、児童や生徒向けに、性に関する教育等を実施する医師や助産師等に対し、分かりやすい講習方法や、伝えるべき事項などの研修会の実施。</p> <p>※ 健康教育事業で性に関する内容の講習会等を実施する場合は、避妊方法、妊孕性や、相談窓口など、幅広くテーマとして取り扱うこと。</p> <p>(3) 実施担当者 本事業は、女性の健康（精神保健を含む。）に関する専門的知識を有する保健師又は助産師等により実施する。</p> <p>(4) 実施日時、場所 健康教室は、保健所その他受講者が利用しやすい場所及び日時を選定して行うものとする。</p>

新	旧
	<p data-bbox="215 1019 247 1108">別添 3</p> <p data-bbox="311 436 343 784">女性健康支援センター事業</p> <p data-bbox="406 929 438 1108">1 事業目的</p> <p data-bbox="454 100 774 1086"> 女性は、妊娠、出産等固有の機能を有するだけでなく、女性特有の身体的特徴を有することにより、さまざまな支障や心身にわたる悩みを抱えることが多い。このため、生活に密着した身近な機関において、女性がその健康状態に応じた確に自己管理を行うことができるよう健康教育を実施し、また気軽に相談することのできる体制を確立するとともに不妊や不育症の課題に対応するための適切な体制を構築することにより、生涯を通じた女性の健康の保持増進を図ることを目的とする。 </p> <p data-bbox="837 929 869 1108">2 実施主体</p> <p data-bbox="885 100 965 1086"> 事業の実施主体は、都道府県、指定都市及び中核市（以下「都道府県等」という。）とする。 なお、この事業の一部を医療法人その他の機関又は団体に委託することができる。 </p> <p data-bbox="1125 907 1157 1108">3 事業内容等</p> <p data-bbox="1173 100 1260 1086"> 都道府県等は、地域の実情に応じて次に掲げる事業の一部又は全部を実施するものとする。 </p> <p data-bbox="1268 907 1300 1064">(1) 対象者</p> <p data-bbox="1316 100 1404 1041"> 女性健康支援センターは、次に掲げる思春期から更年期に至る女性を対象とする。 </p> <p data-bbox="1412 470 1444 1030">① 思春期にあつて健康相談を希望する者</p>

新	旧
	<p>② 妊娠、避妊についての確な判断を行うことができるよう、相談を希望し、またはこれを必要とする者</p> <p>③ 不妊に関する一般的な相談を希望する者</p> <p>④ メンタルケアの必要な者</p> <p>⑤ 婦人科疾患、更年期障害を有する者</p> <p>⑥ 出生前遺伝学的検査(NIPT)を受けた者、受検を検討している者 又はその家族</p> <p>⑦ その他、性感染症を含め女性の心身の健康に関する一般的な相談を希望する者</p> <p>(2) 事業内容</p> <p>① 身体的、精神的な悩みを有する女性に対する相談指導</p> <p>② 特定妊婦と疑われる者に対する産科受診等支援</p> <p>③ 相談指導を行う相談員の研修養成</p> <p>④ 相談体制の向上に関する検討会の設置</p> <p>⑤ 妊娠に悩む者に対する専任相談員の配置</p> <p>⑥ 不妊や妊娠に関する正しい知識の普及啓発</p> <p>⑦ 女性の健康に関する学習会の開催</p> <p>⑧ (1) ⑥の対象者への専門的な相談支援、障害福祉関係機関との連絡調整、相談支援に必要なとなる知識の修得に係る研修の実施</p> <p>⑨ その他相談の実施に必要な事項</p> <p>(3) 実施担当者</p> <p>本事業は、医師、保健師又は助産師等により実施する。</p> <p>なお、実施担当者は、各種研修等への参加をする等により、女性の健康に関する専門性の向上に努めること。</p> <p>また、実施担当者は、対象者のプライバシーの保護に努め、相談記録等の情報管理には十分配慮すること。</p>

新	旧
	<p>(4) 実施日時、場所等 本事業は、保健医療施設等相談者の利用しやすい施設において実施するものとする。 なお、相談指導及び学習会の実施に当たっては、夜間又は休日等の時間帯においても実施する等、対象者の利便性を考慮すること。</p> <p>(5) 広報活動等 対象者（特に妊娠に悩む者）が、女性健康支援センターの所在等を容易に把握することができるよう、その所在地及び連絡先を記載したリーフレット等を作成し、対象者が訪れやすい店舗等で配布するほか、若年世代がアクセスしやすいツールであるインターネットやSNSを通じた広報活動を積極的に行うこと。 また、市町村や医療機関、教育機関、児童相談所、警察等の関係機関のほか、相談事業を行うNPO法人等が把握した者について、これらの機関から女性健康支援センターに確実につながるよう、女性健康支援センターの所在地や連絡先、役割等について広く周知を行うこと。</p> <p>(6) 特定妊婦と疑われる者に対する産科受診等支援については、以下の内容を実施すること。 ① 妊娠に悩む者に対する相談指導において、児童福祉法第6条の3第5項に規定する出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦（以下「特定妊婦」という。）と疑われる者を把握した場合には、必要に応じて面談・訪問による相談等を行いその状況を確認するとともに、支援対象者との信頼関係を構築する。 ② 特定妊婦と疑われる者のうち、医療機関による妊娠の確認ができていない者で、かつ産科受診等が困難と認められる場合には、産科等医療機関への同行支援や④に定める産科受診に対する助成を行う</p>

新	旧
	<p>う。</p> <p>③ ①または②の結果、支援が必要と認められると実施主体が判断する者に対して、行政機関等関係機関に確実につなぐための同行支援や情報共有等を行う。</p> <p>④ 産科受診に対する助成については、明らかに妊娠していると判断できる場合を除き、女性健康支援センター等において市販の妊娠検査薬を用いて妊娠の確認を行ったうえで医療機関において実施した妊娠の判定に要する費用を対象とし、相談指導を実施する前に、支援対象者がすでに受診していた場合の産科受診料に対する助成や現金給付については対象外とする。</p> <p>⑤ 留意事項</p> <p>(ア) 相談に当たっては、医学面のみならず、心理・社会・経済面など総合的な面に配慮し、適切に不妊専門相談センター等の他機関との連携を図ること。</p> <p>また、相談支援は窓口による相談のみならず、対象者の実情等を踏まえ、アウトリーチによる相談支援を実施すること。</p> <p>(イ) 関係機関で情報共有を行う際には、支援対象者（未成年の場合はその保護者等）から事前に同意を得るなど、個人情報 の適正な管理に十分配慮すること。</p> <p>(ウ) 特定妊婦と疑われる者に対する産科受診等支援の実施に当たっては、できる限り複数で対応するなど、支援対象者及び関係者の安全性の確保にも十分配慮すること。</p> <p>(エ) 特定妊婦と疑われる者に対する産科受診等支援において、支援対象者が遠方に居住している場合や女性健康支援センターの職員による同行支援の実施が難しい場合には、支援対象者の居住地の市町村や民間団体等関係機関に同行支援への協力を依頼するな</p>

新	旧
	<p>ど、関係機関と連携することが望ましい。</p> <p>(7) 予期せぬ妊娠などにより、身体的、精神的な悩みや不安を抱えた若年妊婦等への支援を実施する場合には、別添6「若年妊婦等支援事業」に基づき実施すること。なお、特定妊婦等と疑われる者に対する産科同行支援については、本事業で定める内容で実施すること。</p> <p>(8) 留意事項</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 相談に当たっては、医学面のみならず、心理・社会・経済面など総合的な面に配慮し、適切に不妊専門相談センター等の他機関との連携を図ること。 ② 関係機関で情報共有を行う際には、支援対象者（未成年の場合はその保護者等）から事前に同意を得るなど、個人情報の適正な管理に十分配慮すること。 ③ 特定妊婦と疑われる者に対する産科受診等支援の実施に当たっては、できる限り複数で対応するなど支援対象者及び関係者の安全性の確保にも十分配慮すること。 ④ 特定妊婦と疑われる者に対する産科受診等支援において、支援対象者が遠方に居住している場合や女性健康支援センターの職員による同行支援の実施が難しい場合には、支援対象者の居住地の市町村や民間団体等関係機関に同行支援への協力を依頼するなど、関係機関と連携することが望ましい。 ⑤ 出生前遺伝学的検査（NIPT）を受けた妊婦等に対し、障害福祉関係の機関等の紹介を行うため、随時、市町村の障害福祉関係部署との連携を図ること。

新	旧
	<p data-bbox="215 963 247 1108">別添4-1</p> <p data-bbox="311 425 343 784">不妊専門相談センター事業</p> <p data-bbox="406 929 438 1108">1 事業目的</p> <p data-bbox="454 100 774 1086"> 女性は、妊娠、出産等固有の機能を有するだけでなく、女性特有の身体的特徴を有することにより、さまざまな支障や心身にわたる悩みを抱えることが多い。このため、生活に密着した身近な機関において、女性がその健康状態に応じた確に自己管理を行うことができるよう健康教育を実施し、また気軽に相談することのできる体制を確立するとともに不妊や不育症の課題に対応するための適切な体制を構築することにより、生涯を通じた女性の健康の保持増進を図ることを目的とする。 </p> <p data-bbox="837 929 869 1108">2 実施主体</p> <p data-bbox="885 100 965 1086"> 事業の実施主体は、都道府県、指定都市及び中核市（以下「都道府県等」という。）とする。 なお、この事業の一部を医療法人その他の機関又は団体に委託することができる。 </p> <p data-bbox="1125 907 1157 1108">3 事業内容等</p> <p data-bbox="1173 100 1252 1086"> 都道府県等は、地域の実情に応じて次に掲げる事業の一部又は全部を実施するものとする。 (1) 不妊症に対する支援 </p> <p data-bbox="1316 873 1348 1030">① 対象者</p> <p data-bbox="1364 548 1396 974">不妊で悩む夫婦等を対象とする。</p> <p data-bbox="1412 840 1444 1030">② 事業内容</p>

新	旧
	<p>(ア) 夫婦の健康状況に的確に応じた不妊に関する相談指導</p> <p>(イ) 不妊治療と仕事の両立に関する相談対応</p> <p>(ウ) 不妊治療に関する情報提供</p> <p>(エ) 不妊相談を行う専門相談員の研修</p> <p>(オ) 相談体制の向上に関する検討会の設置</p> <p>(カ) 不妊治療に関する学習会及び講演会等の開催</p> <p>(キ) その他不妊相談に必要な事項</p> <p>③ 実施担当者 本事業は、不妊治療に関する専門的知識を有する医師、その他社会福祉、心理に関する知識を有する者等により実施する。 なお、実施担当者は、各種研修等への参加をする等により、不妊治療等に関する専門性の向上に努めること。 また、実施担当者は、対象者のプライバシーの保護に努め、相談記録等の情報管理には十分配慮すること。</p> <p>④ 実施日時、場所 本事業は、不妊治療を実施している医療施設における不妊治療の内容等を勘案して、都道府県知事、指定都市の市長又は中核市の市長が適当として指定した施設において実施するものとする。この場合、地域の日本産科婦人科学会及び日本産婦人科医学会等の関係者の意見を聞くことが望ましい。 なお、相談指導、学習会及び講演会等の実施に当たっては、夜間又は休日等の時間帯においても実施する等、対象者の利便性を考慮すること。</p> <p>⑤ 不妊治療に関する情報提供については、都道府県域やその近隣地域における不妊治療の実施状況に関する情報提供を行うものとする。</p>

新	旧
	<p>⑥ 不妊相談を行う専門相談員の研修については、以下の内容についてこれを行うものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> (ア) 不妊相談の進め方 (イ) 不妊の原因 (ウ) 不妊の検査方法 (エ) 不妊の治療方法 <ul style="list-style-type: none"> 排卵誘発剤の使用法・副作用、体外受精・胚移植についてなど (オ) その他不妊相談について必要な事項 <p>⑦ 周知徹底 不妊相談を希望する者が、不妊専門相談センターの所在等を容易に把握することができるよう、各種広報紙への掲載、ポスターの作成配布を通じ周知徹底を図るとともに、医療機関に対しても同センターについて周知を図るものとする。</p> <p>⑧ 事業推進上の留意事項 本事業による不妊相談については、女性健康支援センター事業において実施する不妊相談や、近隣の他の都道府県等が設置する不妊専門相談センターと連携を密にし、各事業が、その内容に応じて、適切な対応を行うことができるよう配慮するとともに、専門的な相談を必要とする者が本事業の対象として紹介されるよう連携体制の整備を図るものとする。</p> <p>については、都道府県が設置する不妊専門相談センターと、近隣の他の都道府県等が設置する不妊専門相談センター又は同一都道府県内の指定都市・中核市が設置する不妊専門相談センターとの間などにおいて、例えば専門医等による相談対応、社会福祉・心理の専門家による相談のほか、不妊の当事者によるグループ活動やピアカウンセリングの実施など、役割分担や連携を図る等の工夫を図ることが望ま</p>

新	旧
	<p>い。</p> <p>その他、次の事項に留意するものとする。</p> <p>(ア) 不妊治療に関する情報提供に当たっては、女性健康支援センターや保健 所等の関係機関においても相談者に対し必要な情報の提供ができるよう、その内容や方法を工夫するものとする。</p> <p>(イ) 不妊専門相談センターに、泌尿器科を有しない場合には、泌尿器科を標榜する医療施設と密接な連携を図ることが望ましい。</p> <p>(ウ) 本事業による不妊相談については、医療施設における通常の診療とは別に独立して相談を受けることができるよう配慮する。</p> <p>(エ) 不妊相談については、相談者のプライバシーが十分保護されるよう、独立の室を用いるとともに、相談室であることを明示することが望ましい。</p> <p>(オ) 不妊相談については、インフォームド・コンセントに十分留意する。</p> <p>⑨ 関係機関との連携</p> <p>都道府県等は、本事業の実施にあたり、医師会、医療機関、産婦人科及び泌尿器科医を担当する医師、その他関係団体等と十分に連携をとり、事業の実施について協力を求める。</p> <p>(2) 習慣流産等（いわゆる不妊症）に対する支援</p> <p>① 対象者</p> <p>習慣流産等（いわゆる不妊症）（以下「不妊症」という。）で悩む者を対象とする。</p> <p>② 事業内容</p>

新	旧
	<p>(ア) 不育症に関する相談対応</p> <p>(イ) 不育症相談を行う専門相談員の研修</p> <p>(ウ) 不育症治療に関する普及啓発</p> <p>(エ) 不育症に関する学習会及び講演会等の開催</p> <p>(オ) その他不育症相談に必要な事項</p> <p>③ 実施担当者 本事業は、不育症支援に関する専門的知識を有する医師、その他保健、心理に関する知識を有する者等により実施する。 なお、実施担当者は、各種研修等への参加をする等により、不育症支援に関する専門性の向上に努めること。 また、実施担当者は、対象者のプライバシーの保護に努め、相談記録等の情報管理には十分配慮すること。</p> <p>④ 実施場所 本事業は、不妊専門相談センター又は都道府県知事、指定都市の市長、中核市の市長が適当として指定した場所とする。</p> <p>⑤ 周知徹底 不育症相談を希望する者への相談対応が出来るよう不妊専門相談センター等の所在地及び連絡先を記載したリーフレット等を作成するとともに、医療機関に対しても周知を図るものとする。</p> <p>⑥ 関係機関との連携 都道府県等は、本事業の実施にあたり、医師会、産婦人科を担当する医師、その他関係団体等と十分に連携をとり、事業の実施について協力を求める。</p>

新	旧
	<p data-bbox="215 963 247 1108">別添4-2</p> <p data-bbox="311 358 343 851">不妊症・不育症支援ネットワーク事業</p> <p data-bbox="406 907 438 1108">1 事業の目的</p> <p data-bbox="454 100 678 1086">不妊症・不育症患者への支援としては、医学的診療体制の充実に加え、流産・死産に対するグリーフケアを含む相談支援、特別養子縁組制度の紹介等の心理社会的支援の充実が求められている。このため、関係機関等により構成される協議会等を開催し、地域おける不妊症・不育症患者への支援の充実を図る。</p> <p data-bbox="742 929 774 1108">2 実施主体</p> <p data-bbox="790 100 965 1086">事業の実施主体は、都道府県、指定都市及び中核市（以下「都道府県等」という。）であり、かつ、不妊専門相談センターを実施している都道府県等とする。なお、この事業の一部を医療法人その他の機関又は団体（以下「団体等」という。）に委託することができる。</p> <p data-bbox="1029 929 1061 1108">3 事業内容</p> <p data-bbox="1077 369 1109 1064">以下に記載する（1）から（4）の事業を実施する。</p> <p data-bbox="1125 100 1412 1064"> （1）不妊症・不育症の診療を行う医療機関や、相談支援等を行う自治体、当事者団体等の関係者等で構成される協議会等の開催 （2）当事者団体等によるピア・サポート活動等への支援の実施 （3）不妊症・不育症の心理社会的支援に係るカウンセラーを配置し、相談支援を実施 （4）不妊症・不育症患者への里親・特別養子縁組制度の紹介の実施 </p>

新	旧
	<p>4 留意事項</p> <p>(1) 当事業の実施に当たり、不妊専門相談センター事業を受託している団体と、別の団体等へ委託することは可能であるが、必ず不妊専門相談センター事業を受託している団体と連携すること。</p> <p>(2) 3 (1) の事業を実施する場合、3 (1) に記載した団体など、地域の実情に応じて多様な関係者を協議会の構成員とすること。</p> <p>(3) 3 (2) の事業を実施する場合、当事者団体の他、ピアサポーターの研修を受講した者など、不妊症・不育症に知見が有り、不妊治療患者等に対して寄り添った支援を行える者が実施すること。</p> <p>(4) 3 (3) の実施に当たり配置されるカウンセラーについては、不妊症・不育症に係る最新の知識を有するため、定期的に研修に参加するなどに努めること。</p> <p>(5) 3 (4) を実施するに当たり、また、子どもを持ちたいと願う家庭の選択肢として、早い段階から里親制度や特別養子縁組制度に興味・関心を持っていただけよう、児童相談所や民間フォスターリング機関等と連携し、里親・特別養子縁組制度の普及啓発等を実施すること。</p>

新	旧
	<p data-bbox="215 1025 247 1108">別添 5</p> <p data-bbox="311 443 343 772">HTLV-1 母子感染対策事業</p> <p data-bbox="406 929 438 1108">1 事業目的</p> <p data-bbox="454 100 630 1086">HTLV-1 母子感染について、妊婦に対する HTLV-1 抗体検査の適切な実施、相談体制の充実、関係者の資質向上、普及啓発の実施等により、HTLV-1 母子感染を防ぐ体制の整備を図り、地域における HTLV-1 母子感染対策の推進を目的とする。</p> <p data-bbox="694 929 726 1108">2 実施主体</p> <p data-bbox="742 577 774 1064">事業の実施主体は、都道府県とする。</p> <p data-bbox="790 100 869 1086">なお、この事業の一部を医療法人その他の機関又は団体に委託することができる。</p> <p data-bbox="933 907 965 1108">3 事業内容等</p> <p data-bbox="981 100 1061 1086">都道府県は、地域の実情に応じて次に掲げる事業の一部又は全部を実施するものとする。</p> <p data-bbox="1077 548 1109 1064">(1) HTLV-1 母子感染対策協議会の設置</p> <p data-bbox="1125 100 1252 1041">① 都道府県は、HTLV-1 母子感染対策の体制整備を図るため、関係行政機関、医療関係団体、有識者等をもって構成する HTLV-1 母子感染対策協議会を設置するものとする。</p> <p data-bbox="1268 100 1348 1041">② HTLV-1 母子感染対策協議会においては、次に掲げる事項に関し、地域の実情に応じて検討及び協議を行うものとする。</p> <p data-bbox="1364 156 1396 974">(ア) 妊婦に対する HTLV-1 抗体検査の適切な実施に関する事項</p> <p data-bbox="1412 324 1444 985">(イ) HTLV-1 母子感染に係る相談窓口に関する事項</p>

新	旧
	<p>(ウ) HTLV-1 母子感染に関する普及啓発に関する事項</p> <p>(エ) HTLV-1 母子感染対策に携わる関係者の研修及びその他保健指導の向上に関する事項</p> <p>(オ) HTLV-1 母子感染対策に係る医療機関の連携に関する事項</p> <p>(カ) HTLV-1 母子感染対策の評価に関する事項</p> <p>(キ) その他 HTLV-1 母子感染対策の体制整備に関する事項</p> <p>(2) HTLV-1 母子感染対策関係者研修事業</p> <p>① 都道府県は、医療機関において HTLV-1 母子感染対策に携わる医師、助産師、看護師、市区町村の職員等に対し、HTLV-1 母子感染対策に必要な基本的・専門的知識等を習得させるための研修を行うものとする。</p> <p>② 研修する事項は以下のとおりとする。</p> <p>(ア) HTLV-1 及び HTLV-1 感染が原因で発症する疾病（成人 T 細胞白血病等）に関する基本的事項</p> <p>(イ) HTLV-1 母子感染に関する基本的事項</p> <p>(ウ) HTLV-1 母子感染に係る保健指導及びカウンセリングに関する事項</p> <p>(エ) その他 HTLV-1 母子感染対策に関して必要な事項</p> <p>(3) HTLV-1 母子感染普及啓発事業</p> <p>都道府県は、リーフレットやポスター等を作成する等により、HTLV-1 母子感染について妊婦等へ普及啓発を行うものとする。</p> <p>(4) その他</p> <p>事業の実施にあたっては以下の通知を参考にすること。</p> <p>「ヒト白血病ウイルス-1 型 (HTLV-1) 母子感染に関する情報の提供について」(平成 22 年 6 月 8 日雇児母発 0608 第 2 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局母子保健課長通知)、「妊婦健康診査におけるヒト白血病</p>

新	旧
	<p>ウイルス-1型 (HTLV-1) 抗体検査の実施について」(平成22年11月1日雇児母発 1101 第2号厚生労働省雇用均等・児童家庭局母子保健課長通知)、「HTLV-1 総合対策について」(平成22年12月20日健発 1220 第5号、雇児発 1220 第1号、厚生労働省健康局長、雇用均等・児童家庭局長連名通知)</p>

新	旧
	<p>別添6</p> <p style="text-align: center;">若年妊婦等支援事業</p> <p>1 事業目的 予期せぬ妊娠などにより、身体的、精神的な悩みや不安を抱えた若年妊婦等が、身近な地域で必要な支援を受けられるよう、アウトリーチやSNS等を活用した相談支援や、産婦人科等への同行支援などを実施する。</p> <p>2 事業の実施主体 本事業の実施主体は都道府県、指定都市、中核市（以下「都道府県等」という。）とする。なお、この事業の全部又は一部を民間事業者等に委託することができる。</p> <p>3 事業の対象 10代等若年で妊娠に悩んでいる者や、若年に限らず、特定妊婦と疑われる者等（以下「若年妊婦等」という。）を対象とする。</p> <p>4 事業の内容及び実施方法 次の（1）の内容を実施する。なお、（2）、（3）の内容については、地域の実情に応じて実施することとする。 （1）相談支援等 相談支援等は、以下の①～④に掲げる方法で実施する。但し、①、②及び③については、必ず実施すること。なお、相談支援を実施する際には、地域の実情や、若年妊婦等の状況に応じて、夜間休日等の対応を実施すること。</p>

新	旧
	<p>①窓口相談 ②アウトリーチによる相談 ③コーデイネーター業務</p> <p>(ア) 本事業等によって把握した若年妊婦等を継続的に支援していくため、福祉事務所、児童相談所、婦人相談所、子育て世代包括支援センター、要保護児童対策地域協議会等の各種関係機関など、幅広い関係機関との連絡調整を行うこと。</p> <p>(イ) 4 (3) を実施する場合、宿泊施設等との調整を行うこと。</p> <p>④SNS等を活用した相談</p> <p>(ア) 若年妊婦等が相談しやすい体制を整備する観点から、SNS等を活用し、相談体制の構築を推進し、若年妊婦等からの相談に多様な選択肢を用意することにより、相談体制の充実を図る。</p> <p>(イ) SNS等を活用した即応性のある文字情報等による相談を実施する。また、必要に応じて、相談員の専門性を向上させるための研修、SNS等による相談の効果的かつ円滑に実施するための通信ログ等の分析・研究、相談技法の開発等を行う。</p> <p>相談員については、SNS等を活用した相談又は電話相談の知識及び経験を有し、本事業の趣旨を理解する者とすること。</p> <p>なお、SNS等を活用した相談は、電話相談や対面による相談とは異なる相談技法が必要になることから、第三者への委託を行う場合も含めSNS等を活用した相談に関する知識及び経験を有していない相談員を選考する場合は、相談を開始する前に必要な研修等を行うなど、十分な相談体制を整えること。</p> <p>(2) 産科受診等支援 産科受診等支援を実施する場合は、別添3「女性健康支援センター事業」の3(6)の内容に準じて実施すること。</p>

新	旧
	<p>(3) 緊急一時的な居場所の確保 アウトリーチや、継続的な相談支援等の過程において、若年妊婦等の居場所が不安定である等の場合、1週間程度の一時的な居場所として、宿泊施設等を確保することができる。なお、宿泊日数については、上記を目安として、状況に応じて適切に判断すること。 また、若年妊婦等が再び居所不安定な状況に置かれないよう、関係機関と連携を行い、確実に次の支援に繋げること。</p> <p>5 関係機関との連携 福祉事務所、児童相談所、婦人相談所、子育て世代包括支援センター、要保護児童対策地域協議会等の各種関係機関と、定期的な協議会を開催するなど、若年妊婦等を突発的に支援することとなった場合でも適切に支援が行えるよう、体制を構築すること。</p> <p>6 留意事項 (1) 本事業を、都道府県等が民間団体等へ委託せず、直接の実施主体として実施する場合には、別添3「女性健康支援センター事業」における若年妊婦等支援としての基準単価を適用すること。 (2) 本事業で収集した個人情報等の管理は、関係者以外が触れることができないようにし、関係者間で共有する場合は本人の同意を得るなど、十分に注意すること。 (3) 本事業と同趣旨の事業により別の補助を受けている場合は、本事業による補助を受けることができない。</p>

新	旧
<p><u>別添2</u></p> <p style="text-align: center;"><u>性と健康の相談センター事業</u></p> <p><u>1 事業目的</u></p> <p><u>従来「生涯を通じた女性の健康支援事業」として、思春期の健康相談、生涯を通じた女性の健康の保持増進、不妊症や不育症、若年妊娠等、妊娠・出産をとりまく様々な悩み等へのサポート等を実施してきたが、プレコンセプションケア（女性やカップルを対象として、将来の妊娠のための健康管理を促す取組）を含め、男女問わず性や生殖に関する健康支援を総合的に推進し、ライフステージに応じた切れ目のない健康支援を実施することを目的とする。</u></p> <p><u>2 実施主体</u></p> <p><u>本事業の実施主体は、都道府県、指定都市及び中核市（以下「都道府県等」という。）とする。ただし、3の(10)の取組については、都道府県とする。なお、事業の全部又は一部を民間事業者等に委託することができる。</u></p> <p><u>3 事業内容</u></p> <p><u>原則として、次の(1)～(5)の取組を基本事業として行うものとする。なお、(6)～(11)の取組については、地域の実情に応じて行うものとする。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <u>(1) 思春期、妊娠・出産、不妊・不育等に関する専門的な相談支援</u> <u>(2) 生殖や妊娠・出産に係る正しい知識等に関する講演会の開催</u> <u>(3) 相談対応を行う相談員の研修養成</u> <u>(4) 男女の性や生殖、妊娠・出産、不妊治療等に関する普及啓発</u> <u>(5) 児童・生徒向けの性に関する教育等を行う専門家等に対する研修</u> 	<p><u>(新規)</u></p>

新	旧
<p>(6) <u>特定妊婦や若年妊婦等に対する産科婦人科受診等支援</u></p> <p>(7) <u>若年妊婦等に対する SNS やアウトリーチによる相談支援、緊急一時的な居場所の確保</u></p> <p>(8) <u>出生前遺伝学的検査 (NIPT) に関する専門的な相談支援</u></p> <p>(9) <u>HTLV-1 母子感染対策協議会の設置等</u></p> <p>(10) <u>不妊症・不育症患者の支援のためのネットワーク整備</u></p> <p>(11) <u>その他都道府県内の母子保健の推進のために必要な健康支援</u></p> <p>4 実施方法</p> <p>(1) 3 (1) ～ (5) による基本事業</p> <p>① 対象者</p> <p>思春期、妊娠、出産等の各ライフステージに応じた相談を希望する者 (避妊や性感染症等の性行為に関する相談、予期せぬ妊娠、メンタルヘルスカケア、不妊症相談を含む)</p> <p>② 内容</p> <p>都道府県等は、原則として、次に掲げる全ての取組を行うこととする。</p> <p>ア <u>生殖や妊娠・出産に係る正しい知識等に関する講演会の開催</u></p> <p>イ <u>相談指導を行う相談員の研修養成</u></p> <p>ウ <u>男女の性や生殖、妊娠・出産、不妊治療等に関する医学的・科学的知見の普及啓発</u></p> <p>エ <u>学校で児童・生徒向けに性に関する教育等を実施する医師や助産師等への研修会等</u></p> <p>オ <u>不妊症・不育症予期せぬ妊娠を含む妊娠・出産、思春期や性の悩み等を有する男女への専門的な相談支援</u></p> <p>カ <u>不妊治療と仕事の両立に関する相談対応</u></p>	

新	旧
<p>③ 支援担当者 <u>本事業の実施にあたっては、次のアに掲げる者を配置するとともに、必要に応じてイに掲げる者を配置することとする。</u> ア 医師、保健師又は助産師等 イ その他事業を実施するに当たり必要な者</p> <p>④ 留意事項 ア 本事業の実施場所は、保健医療施設等の相談者が利用しやすい施設において実施するものとする。 また、令和3年度までに実施されていた事業類型を踏まえ、4(1)②に掲げる取組毎に複数施設等に委託することも可能とする。 なお、施設等の名称については、必ずしも「性と健康の相談センター」とする必要はなく、実施主体や施設毎に検討し、定めるものとする。「女性健康支援センター」や「不妊専門相談センター」、「健康教育事業」を引き続き活用することも可能とする。 イ 相談指導や講演会及び研修養成等の実施に当たっては、必要に応じて、夜間又は休日等の時間帯においても実施する等、対象者の利便性を考慮するものとする。 なお、相談指導については、相談者のプライバシーが十分保護されるよう、独立の室を用いるとともに、相談室であることを明示することが望ましい。 ウ 対象者が相談対応の内容や対応時間、所在地等を容易に把握することができるよう、リーフレット等を作成し、対象者が訪れやすい店舗等に配付するほか、必要に応じて、若年世代がアクセスしやすいツールであるインターネットやSNS等を通じた広報活動等を行うものとする。 エ 市町村や医療機関、教育機関、児童相談所、警察等の関係機関のほ</p>	

新	旧
<p>か、相談事業を行う NPO 法人等が把握した者について、これらの機関から性と健康の相談センターに確実につながるよう、性と健康の相談センターの所在地や連絡先、役割等について広く周知を行うとともに、事業の実施について協力を求める。</p> <p>(2) 3 (6) による産科婦人科受診等支援</p> <p>① 対象者</p> <p>児童福祉法第6条の3第5項に規定する出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦（以下「特定妊婦」という。）と疑われる者及び10代等の思春期の児童であって、産科婦人科受診が必要と思われる者</p> <p>② 内容</p> <p>特定妊婦及び思春期の児童であって、産科婦人科受診が必要と思われる者を把握した場合に、面談・訪問による相談等によりその状況を確認し、必要に応じて、次のア及びイに掲げる支援を行うとともに、行政機関等関係機関に確実につなぐため、子育て世代包括支援センターや、要保護児童対策地域協議会等の関係機関と情報共有等を行うものとする。</p> <p>ア 産科婦人科等医療機関への同行支援</p> <p>イ 初回産科受診料支援</p> <p>③ 留意事項</p> <p>ア 産科婦人科医療機関への同行支援の実施に当たっては、できる限り複数の者で対応するなど、支援対象者及び関係者の安全性の確保にも十分配慮するものとする。</p> <p>また、支援対象者が遠方に居住している場合や性と健康の相談センターの支援担当者による同行支援の実施が難しい場合等には、支援対</p>	

新	旧
<p>象者の居住地の市町村や民間団体等関係機関に協力を依頼するなど、<u>関係機関と連携することが望ましい。</u></p> <p>イ <u>初回産科受診料支援については、明らかに妊娠していると判断でき、場合を除き、性と健康の相談センター等において、市販の妊娠検査薬を用いて妊娠の確認を行ったうえで医療機関において実施した妊娠の判定に要する費用を対象とし、相談指導等を実施する前に、支援対象者がすでに受診していた場合の産科受診料に対する助成や現金給付については対象外とする。</u></p> <p>ウ <u>関係機関で情報共有を行う際には、支援対象者（未成年の場合はその保護者等）から事前に同意を得るなど、個人情報適正な管理に十分配慮するものとする。</u></p> <p>(3) 3 (7) による若年妊婦等に対する相談支援等</p> <p>① 対象者</p> <p><u>10代等若年で性や妊娠に関する問題で悩んでいる者や、若年に限らず、特定妊婦と疑われる者等</u></p> <p>② 内容</p> <p><u>次のアに掲げる取組を行うとともに、地域の実情に応じてイの取組を行うものとする。</u></p> <p>ア <u>相談支援等</u></p> <p><u>相談支援等は、以下の(ア)～(エ)に掲げる方法で実施する。但し、(ア)～(ウ)については、必ず実施するものとする。</u></p> <p><u>なお、相談支援等を実施する際には、地域の実情や若年妊婦等の状況に応じて、夜間休日等の対応を実施するものとする。</u></p> <p><u>(ア) 窓口相談</u></p> <p><u>(イ) アウトリーチによる相談支援</u></p>	

新	旧
<p><u>(ウ) コーディネート業務</u></p> <p>i <u>本事業等によって把握した若年妊婦等を継続的に支援して</u> <u>いくため、福祉事務所、児童相談所、婦人相談所、子育て世代</u> <u>包括支援センター、要保護児童対策地域協議会等の各種関係</u> <u>機関など、幅広い関係機関との連絡調整を行うものとする。</u></p> <p>ii <u>4 (3) ②のウを実施する場合、宿泊施設等との調整を行う</u> <u>ものとする。</u></p> <p><u>(エ) SNS等を活用した相談</u></p> <p>i <u>若年妊婦等が相談しやすい体制を整備する観点から、SN</u> <u>S等を活用し、相談体制の構築を推進し、若年妊婦等からの相</u> <u>談に多様な選択肢を用意することにより、相談体制の充実を図</u> <u>るものとする。</u></p> <p>ii <u>SNS等を活用した即応性のある文字情報等による相談を</u> <u>実施する。また、必要に応じて、相談員の専門性を向上させる</u> <u>ための研修、SNS等による相談の効果的かつ円滑に実施する</u> <u>ための通信ログ等の分析・研究、相談技法の開発等を行うもの</u> <u>とする。</u></p> <p><u>相談員については、SNS等を活用した相談又は電話相談の</u> <u>知識及び経験を有し、本事業の趣旨を理解する者とするものと</u> <u>すること。</u></p> <p><u>なお、SNS等を活用した相談は、電話相談や対面による相</u> <u>談とは異なる相談技法が必要になることから、第三者への委託</u> <u>を行う場合も含めSNS等を活用した相談に関する知識及び</u> <u>経験を有していない相談員を選考する場合は、相談を開始する</u> <u>前に必要な研修等を行うなど、十分な相談体制を整えるものと</u> <u>する。</u></p>	

新	旧
<p><u>イ 緊急一時的な居場所の確保</u> <u>アウトリーチによる相談支援や継続的な相談支援等の過程において、若年妊婦等の居所が不安定である等の場合、1週間程度の一時的な居場所として、宿泊施設等を確保するものとする。</u> <u>なお、宿泊日数については、上記を目安として、状況に応じて適切に判断するものとする。</u> <u>また、若年妊婦等が再び居所不安定な状況に置かれないうよう、関係機関と連携を行い、確実に次の支援に繋げるものとする。</u></p> <p><u>③ 留意事項</u></p> <p><u>ア 福祉事務所、児童相談所、婦人相談所、子育て世代包括支援センター</u> <u>一、要保護児童対策地域協議会等の各種関係機関と、定期的な協議会を開催するなど、若年妊婦等を突発的に支援することとなった場合でも適切に支援が行えるよう、体制を構築すること。</u></p> <p><u>イ 本事業と同趣旨の事業により別の補助を受けている場合は、本事業による補助を受けることができない。</u></p> <p><u>(4) 3 (8) による出生前遺伝学的検査に関する専門的な相談支援</u></p> <p><u>① 対象者</u> <u>出生前検査を受けた者、受検を検討している者又はその家族</u></p> <p><u>② 内容</u></p> <p><u>ア 相談支援</u> <u>出生前検査を受けた者、受検を検討している者又はその家族に対し、専門的な相談支援を行うものとする。</u></p> <p><u>イ 相談支援員への研修等</u> <u>出生前検査に関する知識の習得や、関係機関との連携を行うために必要となる事務等に対する補助を行うことで、円滑な相談支</u></p>	

新	旧
<p><u>援の実施を図る。</u></p> <p><u>③ 留意事項</u></p> <p><u>必要に応じ、市町村の子育て関係部署及び障害福祉関係部署との連携を図るものとする。</u></p> <p><u>(5) 3 (9) によるHTLV-1 母子感染対策協議会の設置等</u></p> <p><u>① 内容</u></p> <p><u>ア HTLV-1 母子感染対策協議会の設置</u></p> <p><u>(ア) 都道府県は、HTLV-1 母子感染対策の体制整備を図るため、関係行政機関、医療関係団体、有識者等をもって構成するHTLV-1 母子感染対策協議会を設置するものとする。</u></p> <p><u>(イ) HTLV-1 母子感染対策協議会においては、次に掲げる事項に関し、地域の実情に応じて検討及び協議を行うものとする。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <u>i 妊婦に対するHTLV-1 抗体検査の適切な実施に関する事項</u> <u>ii HTLV-1 母子感染に係る相談窓口に関する事項</u> <u>iii HTLV-1 母子感染に関する普及啓発に関する事項</u> <u>iv HTLV-1 母子感染対策に携わる関係者の研修及びその他保健指導の向上に関する事項</u> <u>v HTLV-1 母子感染対策に係る医療機関の連携に関する事項</u> <u>vi HTLV-1 母子感染対策の評価に関する事項</u> <u>vii その他HTLV-1 母子感染対策の体制整備に関する事項</u> <p><u>イ HTLV-1 母子感染対策関係者研修事業</u></p> <p><u>(ア) 都道府県は、医療機関において HTLV-1 母子感染対策に携わる医師、助産師、看護師、市区町村の職員等に対し、HTLV-1 母子感染対策に必要な基本的・専門的知識等を習得させるための研修を行うものとする。</u></p>	

新	旧
<p>(イ) 研修する事項は以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> i <u>HTLV-1 及び HTLV-1 感染が原因で発症する疾病（成人 T 細胞白血病等）に関する基本的事項</u> ii <u>HTLV-1 母子感染に関する基本的事項</u> iii <u>HTLV-1 母子感染に係る保健指導及びカウンセリングに関する事項</u> iv <u>その他 HTLV-1 母子感染対策に関して必要な事項</u> <p>ウ <u>HTLV-1 母子感染普及啓発事業</u></p> <p>都道府県は、リーフレットやポスター等を作成する等により、<u>HTLV-1 母子感染について妊婦等へ普及啓発を行うものとする。</u></p> <p>② <u>留意事項</u></p> <p>事業の実施にあたっては以下の通知を参考にすること。</p> <p>「<u>ヒト白血病ウイルス-1 型 (HTLV-1) 母子感染に関する情報の提供について</u>」(平成 22 年 6 月 8 日雇児母発 0608 第 2 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局母子保健課長通知)、「<u>妊婦健康診査におけるヒト白血病ウイルス-1 型 (HTLV-1) 抗体検査の実施について</u>」(平成 22 年 11 月 1 日雇児母発 1101 第 2 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局母子保健課長通知)、「<u>HTLV-1 総合対策について</u>」(平成 22 年 12 月 20 日健発 1220 第 5 号、雇児発 1220 第 1 号、厚生労働省健康局長、雇用均等・児童家庭局長連名通知)</p>	<p>(6) 3 (10) による不妊症・不育症患者の支援のためのネットワーク整備</p> <p>① <u>内容</u></p> <p>以下に記載するアからエの事業を実施する。</p> <p>ア <u>不妊症・不育症の診療を行う医療機関や、相談支援等を行う自治体、当事者団体等の関係者等で構成される協議会等の開催</u></p>

新	旧
<p>イ 当事者団体等によるピア・サポート活動等への支援の実施</p> <p>ウ 不妊症・不育症の心理社会的支援に係るカウンセラーを配置し、相談支援を実施</p> <p>エ 不妊症・不育症患者への里親・特別養子縁組制度の紹介の実施</p> <p>② 留意事項</p> <p>ア 当事業の実施に当たり、性と健康の相談センター事業を受託している団体と、別の団体等へ委託することは可能であるが、必ず性と健康の相談センター事業を受託している団体と連携すること。</p> <p>イ 4 (6) ①のアの事業を実施する場合、4 (6) ①のアに記載した団体など、地域の実情に応じて多様な関係者を協議会の構成員とすること。</p> <p>ウ 4 (6) ①のイの事業を実施する場合、当事者団体の他、ピアサポーターの研修を受講した者など、不妊症・不育症に知見が有り、不妊治療患者等に対して寄り添った支援を行える者が実施すること。</p> <p>ウ 4 (6) ①のウの実施に当たり配置されるカウンセラーについては、不妊症・不育症に係る最新の知識を有するため、定期的に研修に参加するなど努めること。</p> <p>エ 4 (6) ①のエを実施するに当たり、また、子どもを持ちたいと願う家庭の選択肢として、早い段階から里親制度や特別養子縁組制度に興味・関心を持っていたり、児童相談所や民間フオスタリング機関等と連携し、里親・特別養子縁組制度の普及啓発等を実施すること。</p>	

新	旧
<p><u>別添3</u> (略)</p>	<p><u>別添7</u></p> <p>産前・産後サポート事業</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 事業目的 <p>妊産婦等が抱える妊娠・出産や子育てに関する悩み等について、子育て経験者やシニア世代等の相談しやすい「話し相手」又は助産師等の専門家等による相談支援等を行い、家庭や地域での妊産婦等の孤立感の解消を図ることを目的とする。</p> 2 実施主体 <p>本事業の実施主体は、市町村（特別区を含む。）とする。 なお、本事業の趣旨を理解し、適切な実施が期待できる団体等に事業の全部又は一部を委託することができる。</p> 3 対象者 <p>身近に相談できる者がいないなど、支援を受けることが適当と判断される妊産婦及びその家族（以下「利用者」という。） また、4（2）②について、2歳程度までの多胎児を育児する者を対象者の目安とし、個別の事情を踏まえて適切に判断すること。</p> 4 事業の実施方法及び内容 <p>以下の（1）～（4）の事業を実施すること。なお、（2）及び（3）については、単独で実施することは差し支えない。 （1）相談支援等 次の①の（ア）又は（イ）の実施方法により、②の（ア）から（オ）</p>

新	旧
	<p>の内容を実施する。</p> <p>① 実施方法</p> <p>(ア) アウトリーチ（パートナー）型 実施担当者が利用者の自宅に赴く等により、個別に相談等に対応すること。</p> <p>(イ) デイサービス（参加）型 公共施設等を活用し、集団形式等により、同じ悩み等を有する利用者からの相談に対応すること。</p> <p>② 内容</p> <p>(ア) 利用者の悩み相談対応やサポート</p> <p>(イ) 産前・産後の心身の不調に関する相談支援</p> <p>(ウ) 妊産婦等をサポートする者の募集</p> <p>(エ) 子育て経験者やシニア世代の者等に対して産前・産後サポートに必要な知識を付与する講習会の開催</p> <p>(オ) 母子保健関係機関、関係事業との連絡調整</p> <p>(2) 多胎妊産婦等支援</p> <p>① 多胎ピアサポート事業 多胎児の育児経験者家族との交流会等の実施や、多胎妊婦が入院している場合や、外出が困難な場合など、必要に応じて多胎児の育児経験者によるアウトリーチでの相談支援を実施する。</p> <p>② 多胎妊産婦等サポーター等事業 多胎妊産婦や多胎家庭（以下、「多胎妊産婦等」という。）のもとへサポーターを派遣し、外出時の補助や、日常の育児に関する介助を行う。また、当該サポーターを派遣する前に、多胎妊産婦等への支援に際して必要な知識等を修得するための研修を実施する。</p> <p>(3) 妊産婦等への育児用品等による支援</p>

新	旧
	<p>妊産婦等の状況確認や医療提供体制・相談支援体制に関する情報提供について、直接面談により行う機会を設けるため、市区町村の創意工夫を活かした取組を実施する。</p> <p>(例) 葉酸サプリや母子栄養食品、育児用品の支給（紙おむつ等）など</p> <p>(4) 出産や子育てに悩む父親に対する支援</p> <p>① ピアサポート支援等</p> <p>以下の(ア)及び(イ)を実施することで、子育てに関する悩みの共有や情報交換や、子どもや父親のライフステージに応じた子育ての方法を学ぶ場として、継続的な支援を行う</p> <p>(ア) 父親の交流会等の実施</p> <p>(イ) 子育て経験のある父親による個別の相談支援の実施</p> <p>② 父親相談支援</p> <p>以下の(ア)及び(イ)を実施する事で、妻の妊娠・出産や子どもの誕生・成長によって生じる、父親自身における仕事のスタイルや生活環境の急激な変化に関する悩みやうつ状態への支援を行う。</p> <p>(ア) 以下の(イ)の研修を受けた者、もしくは同等の知識を有する者による相談の実施</p> <p>(イ) 父親のカウンセリングを行うに当たり、必要となる知識を修得するための研修の実施。</p> <p>5 実施担当者</p> <p>次の(1)から(4)までに掲げる者を必要に応じて配置すること。ただし、4(1)②(イ)の産前・産後の心身の不調に関する相談支援は、(1)に掲げる専門職を担当者とすることが望ましい。また、利用者に直接支援を行う者に対して講習会を実施する等、利用者に対する適切な支援が行えるよ</p>

新	旧
	<p>う配慮すること。</p> <p>(1) 助産師、保健師又は看護師 (2) 子育て経験者、シニア世代の者等 (3) その他支援、援助活動の調整等の事務を行う者 (4) 4 (2) ②については、多胎妊産婦等への支援に関する研修を受けている等必要な知識・経験を有する者</p> <p>6 母子保健関係機関等との連携体制の整備 事業の円滑な実施を図るため、市町村保健センター等の関係機関との連携を図ること。</p> <p>7 留意事項 (1) 本事業の実施に当たっては、子育て世代包括支援センターの整備等により、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目ない支援の提供が行われるよう努めること。 (2) 妊娠の届出等において、多胎妊産婦等を把握した場合、本事業の利用についての意思確認や利用に際しての申請を、新生児訪問等の際に受け付けるなど、多胎妊産婦等の状況に配慮した柔軟な方法により対応を行うこと。 (3) 4 (2) を実施する場合、多胎育児の経験のある家庭や、対象となる多胎妊産婦等が少ないなどの状況によっては、他市町村と共同で実施することは差し支えない。ただし、事業費を適切に案分するなど、市町村間で調整の上、実施すること。 (4) 本事業の実施に当たっては、効果的な支援の実施のため、個人情報 の適正な管理に十分配慮した上で、関係者間での個人情報の共有に努めるとともに、事業の実施に携わる職員等が業務上知り得た情報を漏</p>

新	旧
	<p>らすことのないよう、個人情報 の厳格な取扱いについて職員等に周知徹底を図るなどの対策を講ずること。</p> <p>また、原則として関係機関で情報共有を行うことについて、支援対象者から支援開始時点で同意を得ておくこと。</p> <p>なお、事業を委託する場合は、その旨を委託先との契約において明確に定めること。</p> <p>(5) 支援における子どもの事故のみならず、支援対象者及び関係者の安否の確保にも十分配慮すること。</p> <p>(6) 次に掲げる事業は対象から除外する。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 講習会等による集団指導 (両親学級、母親学級、育児学級等) ② 新生児訪問指導及び妊産婦訪問指導 ③ 子育て経験者、ヘルパー等が実施する家事援助 (但し、4 (2) ②を除く) ④ 一方的な情報発信のみで相談対応を行わない事業 ⑤ 全ての妊産婦等に利用券を配布する等、対象者又は実施内容が不特定の事業 (但し、4 (3) を除く) <p>(7) 4 (3) を実施する場合、早期に支援につなげることを目的としていするため、必ず妊産婦等との接触を図ること</p> <p>(8) より多くの妊産婦等が採用できるよう、事業についての積極的な広報活動を行うこと。</p> <p>(9) 利用者の要望を踏まえ、必要に応じて事業内容等の改善を図ること。</p> <p>(10) 子育て経験者等の実施担当者名簿を作成すること。</p> <p>(11) 利用者ごとに支援台帳を作成すること。</p> <p>(12) 個人情報の保護に十分留意すること。</p> <p>(13) 事業実施中における子どもの事故等に備え、必要に応じ賠償責任保険に加入すること。</p>

新	旧
	<p>(14) (1) から (13) の他、事業の実施に当たり必要な事項をあらかじめ取り決めておくこと。</p>

新	旧
<p><u>別添4</u></p> <p>産後ケア事業</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 事業の実施方法及び内容 地域におけるニーズや社会資源等の状況を踏まえ、次の(2)の①、②又は③の実施方法により、原則として(3)の①及び②の事業を実施することとし、必要に応じて③から⑤の事業を実施することとする。 (1) 管理者</p>	<p><u>別添8</u></p> <p>産後ケア事業</p> <p>1 事業目的 出産後1年以内の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を目的とする。</p> <p>2 実施主体 本事業の実施主体は、市町村(特別区を含む。)とする。 なお、本事業の趣旨を理解し、適切な実施が期待できる団体等に事業の全部又は一部を委託することができる。</p> <p>3 対象者 次の(1)又は(2)の事由に該当する者(以下「利用者」という。) とする。対象者の選定に当たっては、同居家族の有無等にかかわらず、判断することとし、退院直後の褥瘡については、心身の回復期にあり、孤立しやすく育児不安を抱えやすいことを考慮することとする。 (1) 産後に心身の不調又は育児不安等がある者 (2) <u>(1)の他、特に支援が必要と認められる者</u></p> <p>4 事業の実施方法及び内容 地域におけるニーズや社会資源等の状況を踏まえ、次の(2)の①、②又は③の実施方法により、原則として(3)の①及び②の事業を実施することとし、必要に応じて③から⑤の事業を実施することとする。 (1) 管理者</p>

新	旧
<p>産後ケア事業を管理する者を定めること</p> <p>(2) 実施方法</p> <p>① <u>短期入所（ショートステイ）型</u></p> <p>病院、診療所、助産所の空きベッドを活用する等により利用者を短期入所させ、休養の機会を提供するとともに、心身のケアや育児サポート等のきめ細かい支援を実施すること。利用期間は原則として7日間以内とすること。ただし、市町村が必要と認められた場合には、その期間を延長することができる。</p> <p>利用者の家族は、本事業の実施に支障を生じない範囲で市町村が認めた場合に宿泊させることができる。</p> <p>② 通所（デイサービス）型</p> <p>日中、実施施設において、来所した利用者に対し、個別又は集団で、心身のケアや育児のサポート等のきめ細かい支援を実施すること。</p> <p>③ 居宅訪問（アウトリーチ）型</p> <p>実施担当者が利用者の自宅に赴き、個別に心身のケアや育児のサポート等のきめ細かい支援を実施すること。</p> <p>(3) 内容</p> <p>① 褥婦及び新生児に対する保健指導及び授乳指導（乳房マッサージを含む）</p> <p>② 褥婦に対する療養上の世話</p> <p>③ 産婦及び乳児に対する保健指導</p> <p>④ 褥婦及び産婦に対する心理的ケアやカウンセリング</p> <p>⑤ 育児に関する指導や育児サポート等</p>	<p>産後ケア事業を管理する者を定めること</p> <p>(2) 実施方法</p> <p>① <u>短期入所（ショートステイ）型</u></p> <p>病院、診療所、助産所の空きベッドを活用する等により利用者を短期入所させ、休養の機会を提供するとともに、心身のケアや育児サポート等のきめ細かい支援を実施すること。利用期間は原則として7日間以内とすること。ただし、市町村が必要と認められた場合には、その期間を延長することができる。</p> <p>利用者の家族は、本事業の実施に支障を生じない範囲で市町村が認めた場合に宿泊させることができる。</p> <p>② 通所（デイサービス）型</p> <p>日中、実施施設において、来所した利用者に対し、個別又は集団で、心身のケアや育児のサポート等のきめ細かい支援を実施すること。</p> <p>③ 居宅訪問（アウトリーチ）型</p> <p>実施担当者が利用者の自宅に赴き、個別に心身のケアや育児のサポート等のきめ細かい支援を実施すること。</p> <p>(3) 内容</p> <p>① 褥婦及び新生児に対する保健指導及び授乳指導（乳房マッサージを含む）</p> <p>② 褥婦に対する療養上の世話</p> <p>③ 産婦及び乳児に対する保健指導</p> <p>④ 褥婦及び産婦に対する心理的ケアやカウンセリング</p> <p>⑤ 育児に関する指導や育児サポート等</p>
5～7 (略)	5 実施担当者 次のとおり、事業の内容に応じて(1)を配置したうえで、(2)及び

新	旧
	<p>(3) の担当者を配置すること。また、短期入所型で実施する場合には、24時間体制で1名以上の助産師、保健師又は看護師を配置すること。なお、事業内容に必要な担当者については保健師助産師看護師法や医師法等を参考にすること。</p> <p>(1) 助産師、保健師又は看護師 (2) 心理に関する知識を有する者 (3) 育児に関する指導や育児サポート等を実施するに当たり必要な者</p> <p>6 実施場所</p> <p>(1) 短期入所（ショートステイ）型 利用者者が宿泊する施設は、原則として次の①から③までの設備を有する施設であり、かつ、適当な換気、採光、照明、防湿及び排水の設備を有すること。ただし、近隣の他の施設において、当該施設の本来の事業運営に支障がないと認められる範囲で、共同で使用することができる設備がある場合は、この限りでない。</p> <p>① 居室 ② カウンセリングを行う部屋 ③ 乳児の保育を部屋 ④ ①から③までの他、事業の実施に必要な設備</p> <p>(2) 通所（デイサービス）型 個別又は集団で支援を行うことができる設備その他の事業の実施に必要な設備を有する施設であること。ただし、近隣の他の施設において、当該施設の本来の事業運営に支障がないと認められる範囲で、共同で使用することができる設備がある場合は、この限りでない。</p> <p>(3) 居宅訪問（アウトリーチ）型 利用者の自宅に赴いて支援を行うこと。その際、安全面・衛生面に十</p>

新	旧
<p>8 利用料 本事業の実施に当たっては、原則、利用者から利用料を徴収すること。 ただし、利用者の所得に十分配慮することとし、特に住民税非課税世帯など低所得者の利用料については、必要に応じて減免措置を講ずること。</p> <p>9 留意事項 <u>本事業の実施に当たっては、次の事項に留意すること。</u> (1) 子育て世代包括支援センターの整備等により、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目ない支援の提供が行われるよう努めること。 (2) 多胎家庭など、日常生活や外出に困難を伴う利用者等に対しては、利用者の意向や、利用に際しての申請を、新生児訪問等の状況に配慮した柔軟な方法により対応を行うこと。 (3) 地域の実情に応じて、夜間・休日を問わず、利用者のニーズに応じた受入れ体制を確保すること。</p>	<p>分配慮すること。</p> <p>7 医療機関との連携体制の整備 (1) 事業の円滑な実施を図るため、都道府県医師会及び郡市医師会等の協力を得て、医療機関との連携体制を十分に整備すること。 (2) 事業の実施に当たり、保健医療面での助言が随時受けられるよう、相談できる 医師をあらかじめ選定すること。 (3) 症状の急変等、緊急時に利用者を受け入れてもらう協力医療機関をあらかじめ 選定すること。</p> <p>8 利用料 本事業の実施に当たっては、原則、利用者から利用料を徴収すること。 ただし、利用者の所得に十分配慮すること。</p> <p>9 留意事項 (1) <u>本事業の実施に当たっては、</u>子育て世代包括支援センターの整備等により、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目ない支援の提供が行われるよう努めること。 (2) <u>本事業の実施に当たっては、例えば、</u>多胎家庭など、日常生活や外出に困難を伴う利用者等に対しては、利用者の意向や、利用に際しての申請を、新生児訪問等の状況に受け付けるなど、利用者等の状況に配慮した柔軟な方法により対応を行うこと。 <u>(新規)</u></p>

新	旧
<p><u>(4)</u> 他市町村と共同で実施する場合は、事業費を適切に案分するなど、市町村間で調整の上、実施すること。</p> <p><u>(5)</u> 効果的な支援の実施のため、個人情報の適正な管理に十分配慮した上で、関係者間での個人情報の共有に努めるとともに、事業の実施に携わる職員等が業務上知り得た情報を漏らすことのないよう、個人情報の厳格な取扱いについて職員等に周知すること。</p> <p>また、原則として関係機関で情報共有を行うことについて、利用者から利用開始時点で同意を得ておくこと。</p> <p>なお、事業を委託する場合は、その旨を委託先との契約において明確に定めること。</p> <p><u>(6)</u> 利用者及びその子ども並びに関係者の安全性の確保に十分配慮すること</p> <p><u>(7)</u> 次に掲げる事業は対象から除外する。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 講習会等による集団指導（両親学級、母親学級、育児学級等） ② 新生児訪問指導及び妊産婦訪問指導 ③ 子育て経験者、ヘルパー等が実施する家事援助 ④ 一方的な情報発信のみで相談対応を行わない事業 ⑤ 全ての妊産婦等に利用券を配布する等、対象者又は実施内容が不特定の事業 <p><u>(8)</u> より多くの産婦等が利用できるよう、事業についての積極的な広報活動を行う こと。</p> <p><u>(9)</u> 利用者の要望を踏まえ、必要に応じて事業内容等の改善を図ること。</p> <p><u>(10)</u> 利用者ごとに支援台帳を作成すること。</p>	<p><u>(3)</u> 本事業の実施に当たっては、他市町村と共同で実施することは差し支えないが、事業費を適切に案分するなど、市町村間で調整の上、実施すること。</p> <p><u>(4)</u> 本事業の実施に当たっては、効果的な支援の実施のため、個人情報の適正な管理に十分配慮した上で、関係者間での個人情報の共有に努めるとともに、事業の実施に携わる職員等が業務上知り得た情報を漏らすことのないよう、個人情報の厳格な取扱いについて職員等に周知徹底を図るなどの対策を講ずること。</p> <p>また、原則として関係機関で情報共有を行うことについて、利用者から利用開始時点で同意を得ておくこと。</p> <p>なお、事業を委託する場合は、その旨を委託先との契約において明確に定めること。</p> <p><u>(5)</u> 利用者及びその子ども並びに関係者の安全性の確保に十分配慮すること</p> <p><u>(6)</u> 次に掲げる事業は対象から除外する。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 講習会等による集団指導（両親学級、母親学級、育児学級等） ② 新生児訪問指導及び妊産婦訪問指導 ③ 子育て経験者、ヘルパー等が実施する家事援助 ④ 一方的な情報発信のみで相談対応を行わない事業 ⑤ 全ての妊産婦等に利用券を配布する等、対象者又は実施内容が不特定の事業 <p><u>(7)</u> より多くの産婦等が利用できるよう、事業についての積極的な広報活動を行う こと。</p> <p><u>(8)</u> 利用者の要望を踏まえ、必要に応じて事業内容等の改善を図ること。</p> <p><u>(9)</u> 利用者ごとに支援台帳を作成すること。</p>

新	旧
<p><u>(11)</u> 個人情報の保護に十分留意すること。</p> <p><u>(12)</u> 事業実施中における子どもの事故等に備え、必要に応じ賠償責任保険に加入すること。</p> <p><u>(13)</u> <u>本事業の全部又は一部を団体等に委託する場合は、委託先における事業に要する経費に配慮し、委託料を決定すること。</u></p> <p><u>(14)</u> <u>(1) から (13) までの他、事業の実施に当たり必要な事項をあらかじめ取り決めておくこと。</u></p>	<p><u>(10)</u> 個人情報の保護に十分留意すること。</p> <p><u>(11)</u> 事業実施中における子どもの事故等に備え、必要に応じ賠償責任保険に加入すること。</p> <p><u>(新規)</u></p> <p><u>(12)</u> <u>(1) から (11) までの他、事業の実施に当たり必要な事項をあらかじめ取り決めておくこと。</u></p>

新	旧
<p><u>別添5</u> (略)</p>	<p><u>別添9</u></p> <p>妊娠・出産包括支援緊急整備事業</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 事業目的 産前・産後サポート事業、産後ケア事業の実施場所の修繕を行うことにより、より身近な場で妊産婦等を支える仕組みに必要な体制を緊急に整備することを目的とする。 2 事業主体 本事業の実施主体は、市町村（特別区を含む。）とする。 なお、本事業の趣旨を理解し、適切な実施が期待できる団体等に事業の全部又は一部を委託することができる。 3 対象施設 妊娠・出産包括支援事業を実施又は実施を予定している市町村（市町村保健センター等）、委託先の民間事業者等が所有する施設 4 事業内容 産前・産後サポート事業、産後ケア事業を実施する場所の修繕を行う。 5 事業の対象事例 <ul style="list-style-type: none"> ・ パソコンを設置するための配線工事 ・ 冷暖房器具（クーラー、暖房器具、床暖房等）の設置 ・ 幼児用トイレの設置 ・ 幼児用シンクの設置

新	旧
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 幼児用バス（沐浴槽）の設置 ・ 調乳ユニットの設置 ・ 玄関スロップ、玄関ベンチの設置 ・ 畳替え、障子の張り替え、壁紙の張り替え ・ 相談室の間仕切り ・ その他妊娠・出産包括支援事業に必要な修繕 <p>6 事業の実施期限 各年度3月31日までに修繕に着手し、完了したものを対象とする。</p> <p>7 留意事項 別添7「産前・産後サポート」のうち多胎妊産婦等支援や、別添8「産後ケア事業」について、他市町村と共同実施する場合にも、本事業を適用して差し支えないが、事業費を適切に案分するなど、市町村間で調整の上、実施すること。</p>

新	旧
<p><u>別添6</u> (略)</p>	<p><u>別添10</u></p> <p>子育て世代包括支援センター開設準備事業</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 事業目的 <p>子育て世代包括支援センターに係る開設準備のために、職員の雇い上げや協議会の開催等を行うことにより、当該センターを円滑に開設することを目的とする。</p> 2 実施主体 <p>本事業の実施主体は、市町村（特別区含む。）とする。 なお、本事業の趣旨を理解し、適切な実施が期待できる団体等に事業の全部又は一部を委託することができる。</p> 3 事業内容 <p>子育て世代包括支援センターを開設するまでの準備のため、職員の雇い上げや協議会の開催等を行う。 ただし、子育て世代包括支援センターの設置に要する施設整備や設備整備等は本事業の対象から除外する。</p> 4 留意事項 <p>子育て世代包括支援センターを市町村で共同実施する場合にも、本事業を適用して差し支えないが、事業費を適切に案分するなど、市町村間で調整の上、実施すること。</p>

新	旧
<p><u>別添7</u> (略)</p>	<p><u>別添11</u></p> <p>妊娠・出産包括支援推進事業</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 事業目的 <ul style="list-style-type: none"> 連絡調整会議、保健師等の専門職への研修、産後ケア事業等のニーズ把握調査等を行い、市町村が妊娠・出産包括支援事業を実施するための体制整備を推進することを目的とする。 2 実施主体 <ul style="list-style-type: none"> 本事業の実施主体は都道府県とする。 なお、本事業の趣旨を理解し、適切な実施が期待できる団体等に事業の一部を委託することができる。 3 事業内容 <ul style="list-style-type: none"> 市町村が妊娠・出産包括支援事業を実施する体制を整備するため、市町村に対し、連絡調整会議、保健師等の専門職への研修、産後ケア事業等のニーズ把握調査等を行う。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 連絡調整会議 <ul style="list-style-type: none"> 都道府県と市町村や、市町村間で情報を共有するため、連絡調整会議を開催する。 (2) 保健師等の専門職への研修 <ul style="list-style-type: none"> 市町村が妊娠・出産包括支援事業を実施するに当たり、保健師等の専門職等が産前・産後サポート事業や産後ケア事業、子育て世代包括支援センター、利用者支援事業(母子保健型)を実施するために必

新	旧
	<p>要な専門的知識を身につけるための研修を行う。</p> <p>(3) ニーズ把握調査 産後ケア事業等の実施に当たり、基礎データの把握及び利用者のニーズ把握の ための調査を行う。</p> <p>(4) 市町村共同実施の推進 都道府県が主導し、市町村での共同実施を推進するための検討会や連絡調整等を行う。</p> <p>(5) その他 上記の他、市町村が妊娠・出産包括支援事業を実施する体制を整備するための 支援を行う。 なお、必要に応じて、市町村による利用者支援事業（母子保健型）の実施にも 資するような支援を行うこと。</p>

新	旧
<p><u>別添8</u> (略)</p>	<p><u>別添12</u></p> <p>不育症検査費用助成事業</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 事業目的 <p>現在、研究段階にある不育症検査のうち、保険適用を見据え先進医療として実施されるものを対象に、不育症検査に要する費用の一部を助成することにより、不育症の方の経済的な負担の軽減を図る。</p> 2 実施主体 <p>本事業の実施主体は、都道府県、指定都市及び中核市（以下「都道府県等」という。）とする。なお、この事業の一部を適切な実施が期待できる団体等に委託することができる。</p> 3 対象者 <p>二回以上の流産、死産既往がある者</p> 4 対象となる検査 及び助成額 <p>対象となる検査は、先進医療として告示されている不育症検査とし、その実施機関として承認されている保健医療機関で実施するもの。 助成額は一回の検査につき5万円までとする。</p> <p>※ 保険適用されている不育症に関する治療・検査を、保険診療として実施している医療機関で当該検査を実施した場合に限る。</p> 5 実施方法

新	旧
	<p>都道府県等が、3に定める対象者が4に定める検査の受検に要した費用の一部を助成することにより行うものとする。</p> <p>6 助成の申請及び決定 (1) 助成の申請 ① 助成を受けようとする者は、原則として、検査が終了した日の属する年度内に、居住地を管轄する保健所を経由して都道府県知事等に申請を行うものとする。 ② 申請に当たっては、不育症検査費用助成事業申請書様式（別紙1）を参考とすること。）及び必要書類を添付する。</p> <p>(2) 助成の決定 ① 当該年度分の助成対象が否かについては申請が行われた日を基準とする。 ② 都道府県知事等は、申請受理後、速やかに審査を行い、助成の可否及び金額について書面をもって申請者に通知すること。</p> <p>7 広報活動等 (1) 都道府県等は、不育症検査・治療に携わる保健医療関係者等に対し、本事業の趣旨を周知徹底するほか、積極的な協力を求めて効率的な運営を図るものとする。 (2) 都道府県等は、助成を受けようとする者が事前に本事業の趣旨、助成の条件等の情報を得られるよう、制度の周知、相談窓口の設置などに努めること。 (3) 不育症に悩む方への支援は、経済的負担軽減とともに、不育症に関する相談指導や情報提供等を併せて行うことが望ましいため、都道府県等は、本事業の実施に当たって、別添4に掲げる「不妊専門相談セ</p>

新	旧
	<p>ンター」を設置し、不育症に対する支援を行うとともに、当該センター及びその他の相談機関との連携を図るなど、カウンセリング体制の充実・強化に努めること。</p> <p>(4) 都道府県等は、実施医療機関の施設要件として、以下を確認すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 当該患者に対して、保険適用されている不育症に関する治療・検査を、保険診療として実施している医療機関であること ・ 不育症に係る先進医療を実施する保険医療機関として届出を行っている又は承認されている医療機関であることを確認すること。 <p>(5) 都道府県等は、先進医療として告示されている不育症検査を実施する管内の保険医療機関を、厚生労働省地方厚生局のホームページの確認及び地方厚生局への問い合わせにより、把握すること。</p> <p>8 実績・成果の把握</p> <p>(1) 都道府県等は、助成を受けようとする者に対し、別に定める個票により、検査結果等を国が収集し、当該検査の保険適用に向けた検討等に活用する可能性があることをあらかじめ説明すること。</p> <p>(2) 都道府県等は、申請者から提出のあった上記項目が記載された個票を別に定める期日までに厚生労働省に提出すること。</p> <p>9 留意事項</p> <p>(1) 都道府県等は、助成の状況を明確にするため、必要に応じて、不育症検査費用助成事業台帳（様式は別紙2を参考とすること。）を備え付け、助成の状況を把握すること。</p> <p>(2) 都道府県等は、申請等事務手続きに当たって、助成を受けようとする者の心理及びプライバシーに十分配慮すること。</p>

新	旧
<p><u>別添9</u></p> <p>産婦健康診査事業</p> <p>1～4 (略)</p>	<p><u>別添13</u></p> <p>産婦健康診査事業</p> <p>1 事業目的 産後うつへの予防や新生児への虐待予防等を図るため、産後2週間、産後1か月など出産後間もない時期の産婦に対する健康診査（母体の身体的機能の回復、授乳状況及び精神状態の把握等）（以下「産婦健康診査」という。）に係る費用を助成することにより、産後の初期段階における母子に対する支援を強化し、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援体制を整備する。</p> <p>2 実施主体 本事業の実施主体は、市町村（特別区を含む。）とする。 なお、本事業の実施に当たっては、(1)～(3)の要件を満たすこと。 (1) 産婦健康診査において、母体の身体的機能の回復、授乳状況及び精神状態の把握等を行うこと。 (2) 産婦健康診査の結果が産婦健康診査を実施する病院、診療所及び助産所（以下「実施機関」という。）から市町村へすみやかに報告されるよう体制を整備すること。 (3) 産婦健康診査の結果、支援が必要と認められる産婦に対して、別添8「産後ケア事業」による支援を行うこと。</p> <p>3 対象者 産後2週間、産後1か月など、出産後間もない時期の産婦とする。</p>

新	旧
<p>5 産婦健康診査の実施等</p> <p>(1) 本事業の実施に当たり、市町村は実施機関として適当と認められるものに委託するものとする。</p> <p>(2) 産婦健康診査の結果が速やかに市町村に報告されるよう、市町村は実施機関との連携体制の整備を図ること。</p> <p>(3) 産婦健康診査の結果を踏まえ、別添4「産後ケア事業」による支援が必要と認められる場合には、すみやかに対象者に当該事業を実施すること。</p> <p>また、必要に応じて訪問指導等を実施すること。</p> <p>6～7 (略)</p>	<p>4 対象となる産婦健康診査</p> <p>(1) 内容</p> <p>① 健康状態・育児環境の把握（生活環境、授乳状況、育児不安、精神疾患の既往歴、服薬歴子宮復古状況、悪露、乳房の状態等）</p> <p>② 体重・血圧測定</p> <p>③ 尿検査（蛋白・糖）</p> <p>④ 産婦の精神状況に応じて、ツールを用いた客観的なアセスメントを行うこと</p> <p>(2) 回数</p> <p>対象者1人につき2回以内とする。</p> <p>5 産婦健康診査の実施等</p> <p>(1) 本事業の実施に当たり、市町村は実施機関として適当と認められるものに委託するものとする。</p> <p>(2) 産婦健康診査の結果が速やかに市町村に報告されるよう、市町村は実施機関との連携体制の整備を図ること。</p> <p>(3) 産婦健康診査の結果を踏まえ、別添8「産後ケア事業」による支援が必要と認められる場合には、すみやかに対象者に当該事業を実施すること。</p> <p>また、必要に応じて訪問指導等を実施すること。</p> <p>6 費用の請求</p> <p>実施機関が、本事業における産婦健康診査を行った場合のこれに要した費用の請求は、産婦健康診査1回当たり5千円を上限として、市町村長に行うものとする。</p>

新	旧
	<p>7 留意事項</p> <p>(1) 本事業の対象者が居住地以外の実施機関において産婦健康診査を受診する場合等、産婦健康診査を実施機関へ委託して行うことが困難な場合については、2 (1) ～ (3) を満たす場合に限り、産婦健康診査にかかる費用を対象者へ直接助成することを認める。</p> <p>(2) 対象者が母子同伴で産婦健康診査を受診する場合には、適宜、子の発育状況や栄養状態等について把握することが望ましい。</p> <p>(3) 本事業の対象となる者には、死産及び流産した者を含むこと。</p>

新	旧
<p><u>別添 10</u> (略)</p>	<p><u>別添 14</u></p> <p style="text-align: center;">新生児聴覚検査体制整備事業</p> <p>1 事業目的</p> <p>聴覚障害は早期に発見され適切な支援が行われた場合には、聴覚障害による音声言語発達等への影響が最小限に抑えられる。このため、聴覚障害の早期発見・早期療育が図られるよう、新生児聴覚検査に係る協議会の設置を行うとともに研修会の実施、普及啓発等により、都道府県における推進体制を整備する。</p> <p>また、都道府県における新生児聴覚検査の結果の集約や医療機関・市町村への情報共有・指導等の実施、難聴と診断された子を持つ親等への相談支援、産科医療機関等の検査状況・精度管理等の実施や、聴覚検査機器（自動ABR）を所有していない小規模の産科医療機関等による購入の支援を実施することで、新生児聴覚検査の体制を整備し、受検率の向上を図る。</p> <p>2 実施主体</p> <p>本事業の実施主体は、都道府県とする。なお、3（5）については、事業の全部又は一部を都道府県が指定する医療機関等へ委託することができる。</p> <p>3 事業内容</p> <p>都道府県は、地域の実情に応じて次に掲げる事業の一部（（1）は必須）又は全部を実施するものとする。</p> <p>（1）行政機関、医療機関、教育機関、医師会・患者会等の関係機関（団体）等による協議会の設置・開催</p> <p>（2）医療機関従事者等に対する研修会の実施</p>

新	旧
	<p>(3) 新生児聴覚検査のパンフレットの作成等による普及啓発</p> <p>(4) 都道府県内における新生児聴覚検査事業実施のための手引書の作成</p> <p>(5) 新生児聴覚検査管理等事業</p> <p>都道府県もしくは都道府県が委託する中核的な医療機関（以下「都道府県等」という。）において、以下の①～④の事業を実施する。</p> <p>① 新生児聴覚検査の結果の情報集約及び共有 産科医療機関等が実施する新生児聴覚検査の検査結果において、要再検査（リファア）と判断された子が生じた場合、都道府県等でその情報を集約し、精密検査機関及び市町村と情報共有を行い、当該子が漏れなく精密検査を受検できるようにする。</p> <p>また、当該子が精密検査を受検後、難聴と診断された場合は、速やかに療育機関につながるよう体制を整備し、併せてその状況を把握する。</p> <p>② 市町村への指導等 管内市町村において、新生児聴覚検査の受検状況等の把握や集計を行っているか確認するなど、適切な指導等を実施する。</p> <p>③ 相談対応等 (ア) 難聴と診断された子を持つ親等への相談対応や、精密検査機関及び療育機関の紹介 (イ) 産科医療機関等や、市町村からの新生児聴覚検査に関する相談対応</p> <p>④ 検査状況・精度管理業務 新生児聴覚検査を実施している産科医療機関等に対し、定期的な検査の実施状況の把握・確認や精度管理を行う。</p> <p>(6) 聴覚検査機器購入支援事業 聴覚検査機器を所有していない小規模の産科医療機関等が、聴覚検査</p>

新	旧
	<p>機器（自動A B R）を購入する場合に、購入費を支援する。</p> <p>(7) その他新生児聴覚検査事業の体制整備に必要な事項</p> <p>4 留意事項</p> <p>(1) 都道府県は管内市町村における新生児聴覚検査実施状況（公費負担の実施、検査の受検者数・未受検者・受検率・検査結果等、受診勧奨、早期療育への支援状況等）や医療機関における検査の実施状況等を把握した上で、本事業を実施すること。</p> <p>なお、協議会の設置については、名称や設置形態を問わず、既存の協議会等において協議等を行うものでも差支えない。</p> <p>(2) 3 (5) を実施する際には、別途示す手引き書を参考に実施すること。</p> <p>(3) 3 (5) ①を実施する場合は、関係機関との協議会を活用するなどにより、市町村や産科医療機関と連携を図り、新生児聴覚検査の受検状況の把握、及び難聴と診断された子を速やかに療育機関へ繋げられるようにすること。</p> <p>(4) 本事業で収集した個人情報等の管理は、関係者以外が触れることができないうようにし、関係者間で共有する場合は本人の同意を得るなど、十分に注意すること。</p> <p>(5) 本事業と同趣旨の事業により別の補助を受けている場合は、本事業による補助を受けることはできない。</p>

新	旧
<p><u>別添 11</u></p> <p>予防のための子どもの死亡検証体制整備モデル事業</p> <p>1 事業目的</p> <p>予防のための子どもの死亡検証 (Child Death Review (以下「CDR」という。)) は、子どもが死亡した時に、子どもの既往歴や家族背景、死に至る直接の経緯等に関する様々な情報を複数の機関から収集し、複数の機関と専門家により死因の検証を行うことにより、効果的な予防対策を導き出し予防可能な子どもの死亡を減らすことを目的とするもの。</p> <p>本事業では、子どもの死亡検証に係る関係機関との連携など協力体制の構築、情報の収集・管理、専門家を交えた死因等の検証及びそれを踏まえた子どもの死亡の予防策を都道府県知事へ提言を行う事業を、モデル事業として試行的に実施し、課題の抽出を行い、国へフィードバックすること、今後のCDRの体制整備に向けた検討材料とすることを目的とする。</p> <p>2 事業の実施主体</p> <p>(略)</p> <p>3 事業の内容及び実施方法</p> <p>次の (1) ～ (3) の内容を実施する。</p> <p>(1) 推進会議 (協力体制の構築)</p> <p>医療機関、行政機関、警察等と子どもの死亡に関する情報提供依頼や、これに対する報告などの連携を行うため、関係機関による調整会議を実施し、情報の収集等を円滑に行う環境を整える。</p>	<p><u>別添 15</u></p> <p>予防のための子どもの死亡検証体制整備モデル事業</p> <p>1 事業目的</p> <p>予防のための子どもの死亡検証 (Child Death Review (以下「CDR」という。)) は、子どもが死亡した時に、子どもの既往歴や家族背景、死に至る直接の経緯等に関する様々な情報を複数の機関から収集し、複数の機関と専門家により死因の検証を行うことにより、効果的な予防対策を導き出し予防可能な子どもの死亡を減らすことを目的とするもの。</p> <p>本事業では、子どもの死亡検証に係る関係機関との連携など協力体制の構築、情報の収集・管理、専門家を交えた死因等の検証及びそれを踏まえた子どもの死亡の予防策を都道府県知事へ提言を行う事業を、モデル事業として試行的に実施し、課題の抽出を行い、国へフィードバックすること、今後のCDRの制度化に向けた検討材料とすることを目的とする。</p> <p>2 事業の実施主体</p> <p>本事業の実施主体は都道府県とする。なお、この事業の一部を医療法人、その他の機関又は団体に委託することができる。</p> <p>3 事業の内容及び実施方法</p> <p>次の (1) ～ (3) の内容を実施する。</p> <p>(1) CDR 関係機関連絡調整会議 (協力体制の構築)</p> <p>医療機関、行政機関、警察等と子どもの死亡に関する情報提供依頼や、これに対する報告などの連携を行うため、関係機関による調整会議を実施し、情報の収集等を円滑に行う環境を整える。</p>

新	旧
<p>(2) 情報の収集・管理等 子どもの死亡に関する情報（医学的死因、社会的背景）について、関係機関等から、標準化した様式を用いて収集し、リストを作成する。 なお、情報収集の際に使用する様式やリストについては、別に示すものを参考とすること。</p> <p>(3) <u>多機関検証ワーキンググループ</u>（政策提言委員会） 死因を多角的に検証するため、医療機関、行政機関、警察等の様々な専門職や有識者を集めて検証委員会を開催する。検証結果については、標準化した様式に記録する。さらに、都道府県知事に対し、検証結果を基とした今後の対応策などをまとめた提言を行う。 なお、検証結果を記録する様式については、別に示すものを参考とすること。</p> <p>4 留意事項 (1) 本事業では、実際の解剖等にかかる費用は補助しない。 (2) 本事業を委託で実施する場合は、予防のための子どもの死亡検証体制整備モデル事業の内容についての理解や円滑に事業を実施するための経験、能力を確認すること。 (3) 本事業の実施に当たっては、別に示す「<u>都道府県 Child Death Review</u> モデル事業の手引き」に基づいて実施すること。 (4) 本事業で収集した個人情報等の管理に際しては、関係法令やガイドライン等に基づき、情報管理に万全を期すこと。 (5) 本事業で収集した個人情報等について、調査担当者や、各会議、委員会に出席する委員等に対しても、個人情報の取扱いを徹底すること。</p>	<p>(2) 情報の収集・管理等 子どもの死亡に関する情報（医学的死因、社会的背景）について、関係機関等から、標準化した様式を用いて収集し、リストを作成する。 なお、情報収集の際に使用する様式やリストについては、別に示すものを参考とすること。</p> <p>(3) <u>多機関検証委員会</u>（政策提言委員会） 死因を多角的に検証するため、医療機関、行政機関、警察等の様々な専門職や有識者を集めて検証委員会を開催する。検証結果については、標準化した様式に記録する。さらに、都道府県知事に対し、検証結果を基とした今後の対応策などをまとめた提言を行う。 なお、検証結果を記録する様式については、別に示すものを参考とすること。</p> <p>4 留意事項 (1) 本事業では、実際の解剖等にかかる費用は補助しない。 (2) 本事業を委託で実施する場合は、予防のための子どもの死亡検証体制整備モデル事業の内容についての理解や円滑に事業を実施するための経験、能力を確認すること。 (3) 本事業の実施に当たっては、別に示す「<u>都道府県チャイルド・デス・レビュー（CDR：予防のための子どもの死亡検証）体制整備モデル事業の手引き</u>」に基づいて実施すること。 (4) 本事業で収集した個人情報等の管理に際しては、関係法令やガイドライン等に基づき、情報管理に万全を期すこと。 (5) 本事業で収集した個人情報等について、調査担当者や、各会議、委員会に出席する委員等に対しても、個人情報の取扱いを徹底すること。</p>

新	旧
<p><u>別添12</u> (略)</p>	<p><u>別添16</u> 多胎妊娠の妊婦健康診査支援事業</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 事業の目的 多胎児を妊娠した妊婦は、単胎妊娠の場合よりも頻回の妊婦健康診査受診が推奨され、受診に伴う経済的負担が大きくなることから、通常14回程度の妊婦健康診査よりも追加で受診する健康診査に係る費用を補助することと、多胎妊婦の負担軽減を図る。 2 事業の実施主体 本事業の実施主体は、市区町村とする。事業の全部又は一部を医療機関等へ委託することができる。 3 事業の内容 多胎を妊娠している妊婦一人当たりにつき、1回5,000円分の健診費用を、5回を限度として支援する 4 留意事項 (1) 本事業の利用については、妊婦健康診査の支援を超える健診が生じた場合に、超えた部分に対して補助を行うこと。 (2) 妊娠の届出時等において、多胎妊婦を把握した場合、本事業の利用についての意思確認や利用に際しての申請を、訪問等により受け付けるなど、多胎妊婦の状況に配慮した柔軟な方法により対応を行うこと。 (3) 当事業を利用する多胎妊婦に対して、多胎妊産婦等が利用できる事業を積極的に案内することにより、安定した妊娠・出産ができるように配慮すること。

新	旧
<p><u>別添13</u> (略)</p>	<p><u>別添17</u></p> <p>被災した妊産婦・乳幼児の相談等の母子保健支援事業</p> <p>1 平成28年4月熊本地震 (1) 事業目的 平成28年4月14日に発生した熊本地震において被災した妊産婦及び乳幼児等の心身の健康等に関する相談支援体制の確保を目的とする。</p> <p>(2) 対象者 熊本地震において被災した妊産婦及び乳幼児等</p> <p>(3) 実施主体 事業の実施主体は、(4)①については熊本県内の市町村(以下「県内市町村」という。)とし、(4)②については熊本県及び熊本市とする。 なお、この事業の全部又は一部を適切な実施が期待できる団体等に委託することができる。</p> <p>(4) 事業内容 熊本県、県内市町村は、地域の実情に応じて次に掲げる事業の一部又は全部を実施するものとする。</p> <p>① 相談支援等事業 被災した妊産婦・乳幼児等に対して、保健師や助産師等による心身の健康に関する相談支援や乳幼児健診等の母子保健事業の体制確保に要する経費について補助を行う。</p> <p>② 保健師等に対する研修の実施 乳幼児健診等において継続的に妊産婦及び乳幼児等の心身の状況を把握し、特に支援が必要な場合は医療機関等の専門機関へつなぐこ</p>

新	旧
	<p>とができるよう、保健師等に対する研修を実施する。</p> <p>2 平成30年7月豪雨 (1) 事業目的 平成30年6月28日以降の台風7号や梅雨前線の影響による西日本を中心とした記録的な大雨（以下、「平成30年7月豪雨」という。）により被災した妊産婦及び乳幼児等の心身の健康等に関する相談支援体制の確保を目的とする。</p> <p>(2) 対象者 平成30年7月豪雨において被災した妊産婦及び乳幼児等</p> <p>(3) 実施主体 事業の実施主体は、(4) ①については岡山県、広島県、愛媛県（以下、「被災3県」という。）内の市町村（以下「被災3県内市町村」という。）とし、(4) ②については被災3県、岡山市、広島市、倉敷市、福山市、呉市、松山市とする。</p> <p>なお、この事業の全部又は一部を適切な実施が期待できる団体等に委託することができる。</p> <p>(4) 事業内容 被災3県及び被災3県内市町村は、地域の実情に応じて次に掲げる事業の一部又は全部を実施するものとする。</p> <p>① 相談支援等事業 1の(4) ①に同じ。</p> <p>② 保健師等に対する研修の実施 1の(4) ②に同じ。</p> <p>3 令和元年台風第15号及び第19号</p>

新	旧
	<p>(1) 事業目的 令和元年9月に発生した台風第15号及び同年10月に発生した台風第19号（以下「令和元年台風第15号及び第19号」という）により被災した妊産婦及び乳幼児等の心身の健康等に関する相談支援体制の確保を目的とする。</p> <p>(2) 対象者 令和元年台風第15号及び第19号において被災した妊産婦及び乳幼児等</p> <p>(3) 実施主体 事業の実施主体は、(4)①については令和元年台風第15号及び第19号により被害を受けた都道府県（以下「被災都道府県」という）内の市町村（特別区を含む。以下「被災市町村」という）とし、(4)②については被災都道府県及び同都道府県内の指定都市、中核市とする。</p> <p>なお、この事業の全部又は一部を適切な実施が期待できる団体等に委託することができる。</p> <p>(4) 事業内容 被災都道府県及び被災市町村は、地域の実情に応じて次に掲げる事業の一部又は全部を実施するものとする。</p> <p>① 相談支援等事業 1の(4)①に同じ。</p> <p>② 保健師等に対する研修の実施 1の(4)②に同じ。</p> <p>4 令和2年7月豪雨 (1) 事業目的 令和2年7月3日からの豪雨（以下「令和2年7月豪雨」という）に</p>

新	旧
	<p>より被災した妊産婦及び乳幼児等の心身の健康等に関する相談支援体制の確保を目的とする。</p> <p>(2) 対象者 令和2年7月豪雨において被災した妊産婦及び乳幼児等</p> <p>(3) 実施主体 事業の実施主体は、(4) ①については令和2年7月豪雨により被害を受けた県(以下「被災県」という)内の市町村(以下「被災県内市町村」という)とし、(4) ②については被災県及び同県内の指定都市、中核市とする。 なお、この事業の全部又は一部を適切な実施が期待できる団体等に委託することができる。</p> <p>(4) 事業内容 被災県及び被災県内市町村は、地域の実情に応じて次に掲げる事業の一部又は全部を実施するものとする。</p> <p>① 相談支援等事業 1の(4) ①に同じ。</p> <p>② 保健師等に対する研修の実施 1の(4) ②に同じ。</p>

新	旧
<p><u>別添 14</u></p> <p style="text-align: center;"><u>母子保健対策強化事業</u></p> <p><u>1 事業目的</u> <u>両親学級のオンライン実施やSNSを活用したオンライン相談など、妊産婦等のニーズに応じたアクセスしやすい多様な相談支援を行うとともに、母子保健に関する記録を電子化及び各種健診に必要な備品の整備など、妊産婦等に必要な支援が行われるよう市町村の体制強化を図る。</u></p> <p><u>2 実施主体</u> <u>本事業の実施主体は、市町村（特別区含む）とする。なお、事業の全部又は一部を民間事業者等に委託することができる。</u></p> <p><u>3 事業内容</u> <u>妊産婦等への支援体制の強化等を図るため、地域の実情に応じて、次の取組を行うものとする。（複数実施可）</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <u>（1）両親学級等のオンライン実施に必要な体制整備</u> <u>（2）SNSを活用したオンライン相談に必要な体制整備</u> <u>（3）母子保健に関する記録の電子化</u> <u>（4）各種健診に必要な備品（屈折検査機器等）の整備</u> <u>（5）その他母子保健対策強化に資する取り組み</u> <p><u>4 留意事項</u> <u>（1）各種健診に必要な備品（屈折検査機器等）の整備を行う場合については、健診（屈折検査機器を導入する場合には屈折検査）の受検者</u></p>	<p><u>(新規)</u></p>

新	旧
<p><u>数・未受診者数・受診率・検査結果や、精密検査の実施状況等を把握し、集約するとともに、必要に応じて適切な支援を提供する体制を整備すること。</u></p> <p><u>(2) 相談支援等を担う職員の給与及び諸手当等は、本事業の対象としないこと。</u></p> <p><u>(3) 原則として、別途国庫補助が行われている取組については、本事業の対象としない。</u></p>	

不妊に悩む方への特定治療支援事業（不妊治療の保険適用への円滑な移行支援分）

1 事業目的

不妊治療のうち、体外受精及び顕微授精（以下「特定不妊治療」という。）については、これまで医療保険が適用されず、不妊に悩む方への特定治療支援事業において、高額な治療にかかる経済的負担の軽減を図ってきたところである。

令和4年4月1日から、有効性・安全性等の確認されたものについては保険診療に位置づけられるとともに、有効性・安全性等について、引き続きエビデンスの集積が必要とされたものの一部については先進医療として実施されることから、保険適用の円滑な移行に向け、移行期に治療を受けている方々の治療計画に支障が生じないように、特定不妊治療を令和3年度以前に開始した方が、年度をまたがって令和4年度に治療を終了する場合については、その経済的負担の軽減を図る経過措置を講じることを目的とする。

2 実施主体

本事業の実施主体は、都道府県、指定都市及び中核市（以下「都道府県等」という。）とする。なお、この事業の一部について、適切な実施が期待できる団体等に委託することができる。

3 対象者

別添26-2「不妊に悩む方への特定治療支援事業（令和3年1月1日以降治療終了分）」の「3 対象者」に規定する対象者のうち、治療期間の初日が令和4年3月31日以前であり、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に1回の治療が終了した者とする。

なお、「治療期間の初日」とは、採卵準備のための「薬品投与」の開始等の日をいい、「1回の治療」とは、採卵準備のための「薬品投与」の開始等から、「妊娠の確認」等に至るまでの特定不妊治療の実施の一連の過程をいう（詳細については、別紙2参考。）。また、別紙2に定めるCの治療ステージである場合については、移植準備のための「薬品投与」の開始が令和4年4月1日以降であっても、令和4年3月31日以前に行った体外受精又は顕微授精により作られた受精胚による凍結胚移植である場合には、対象とする。

4 対象となる治療

別添26-2「不妊に悩む方への特定治療支援事業（令和3年1月1日以降治療終了分）」の「4 対象となる治療」に規定する治療とする。

5 医療機関の指定等

別添26-2「不妊に悩む方への特定治療支援事業（令和3年1月1日以降治療終了分）」の「5 医療機関の指定等」に基づき、令和4年3月31日までに指定された医療機関とする。

6 実施方法

本事業の実施は、3に定める対象者が5に定める指定医療機関において4に定める治療のために要した費用の一部について、都道府県等が助成することにより行うこととする。

7 助成の額及び期間

- (1) 特定不妊治療に要した費用について、1回の治療につき30万円まで助成することとする。ただし、「体外受精・顕微授精の治療ステージと助成対象範囲」（別添26-2「不妊に悩む方への特定治療支援事業（令和3年1月1日以降治療終了分）」の別紙2に同じ。）に定めるC（以前に凍結した胚を解凍して胚移植を実施）又はF（採卵したが卵が得られない、又は状態のよい卵が得られないため中止）の治療ステージである場合については、10万円まで助成することとする。
- (2) 助成回数は、1回までとする。なお、これまで助成を受けた回数が、別添26-2「不妊に悩む方への特定治療支援事業（令和3年1月1日以降治療終了分）」の「7 助成の額及び期間」に規定された回数を超えている場合は、助成対象外とする。
- (3) 特定不妊治療を行うに当たり、精子を精巣又は精巣上体から採取するための手術（以下「男性不妊治療」という。）を併せて行った場合は、(1)に定める助成額に加え、1回の治療につき30万円まで助成することとする。（ただし、別紙2に定めるCの治療ステージである場合を除く。）

8 助成の申請及び決定

(1) 助成の申請

- ① 助成を受けようとする者は、原則、令和5年3月31日までに、居住地を管轄する保健所を経由して都道府県等の長に申請を行うこととする。
- ② 申請には、不妊に悩む方への特定治療支援事業申請書様式（別添26-2「不妊に悩む方への特定治療支援事業（令和3年1月1日以降治療終了分）」の別紙3参考）及び必要書類を添付することとする。なお、必要書類については、前回申請時に提出したものと同一場合は添付を省略することができる。

(2) 助成の決定

- ① 当該年度分の助成対象か否かについては、申請が行われた日を基準とすることとする。
- ② 都道府県等の長は、申請受理後、速やかに審査を行い、助成の可否及び金額について書面をもって申請者に通知することとする。

9 婚姻関係の確認手法等について

別添26-2「不妊に悩む方への特定治療支援事業（令和3年1月1日以降治療終了分）」の「9 婚姻関係の確認手法等について」に準ずる。

10 広報活動・ネットワークの構築等

別添26-2「不妊に悩む方への特定治療支援事業（令和3年1月1日以降治療終了分）」の「10 広報活動・ネットワークの構築等」の規定のほか、不妊治療の保険適用に関する情報についても周知すること。

11 情報公開

- (1) 指定医療機関は、不妊治療の実施に係る情報（令和4年3月1日時点の状況）について、別添26-2「不妊に悩む方への特定治療支援事業（令和3年1月1日以降治療終了分）」の別紙5-1及び別紙5-2に示す様式に従い、令和4年3月31日までに都道府県等に対し提出することとする。なお、別紙5-1は都道府県等への提出を必須とするが、別紙5-2については任意とする。
- (2) 都道府県等は、(1)に示す、管内の指定医療機関が提出する情報について把握し、令和4年6月30日までにホームページ上で一覽的に掲載することとする。

12 留意事項

事業の実施に当たっては、以下の事項に留意する必要がある。

- (1) 本事業は、保険診療と保険外診療を組み合わせるいわゆる「混合診療」を認めるものではなく、保険診療の対象外となる生殖補助医療（体外受精及び顕微受精に限る。）を受けた場合の自己負担の一部を助成するものであること。ただし、先進医療等の保険外併用療養費が支給される場合は、一部、保険診療も実施されていることから、助成対象外となること。
- (2) これまでのとおり不妊に悩む方への特定治療支援事業台帳を備え付け、助成の状況を把握すること。なお、転居等により以前の助成状況を把握していない場合は、前住所地等へ照会するなど適宜確認を行うこと。
- (3) 申請等事務手続きに当たっては、助成を受けようとする夫婦の心理及びプライバシーに十分配慮すること。

13 補助基準額・補助率等

(1) 補助基準額

以下のア及びイの合計額

ア助成費

以下の a 及び b により算出された額の合計額

a 300,000 円×実施件数

(7 (1) (ただし書き部分を除く)、7 (3) による助成)

b 100,000 円×実施件数 (7 (1) ただし書きによる助成)

イ事務費

以下の a 及び b により算出された額の合計額

a 定額分 1,687,500 円

b 登録管理 530 円×登録組数

(2) 補助率

国 1 / 2、都道府県、指定都市、中核市 1 / 2

14 対象経費

不妊治療の保険適用への円滑な移行支援事業に必要な報酬、給料、報償費、職員手当等、共済費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費）、役務費（通信運搬費、広告料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、負担金、補助及び交付金、扶助費